

だい き よ いちちようしょう しゃけいかく しょう ふくし けいかく  
第7期余市町 障がい者計画・障がい福祉計画

およ  
及び

だい き よ いちちようしょう じ ふくし けいかく  
第3期余市町 障がい児福祉計画

れいわ ねんど れいわ ねんど  
(令和6年度～令和8年度)

そあん  
【素案】

ひと ちいきふくししゃかい じつげん む  
～すべての人にやさしい地域福祉社会の実現に向け  
すこ うるお やす めざ  
“健やかで潤いと安らぎのあるまち”を目指して～

ほっかいどう よいちちよう  
北海道・余市町



# はじめに

ちょうちょう ぶんはいります  
町長のあいさつ文入ります

れいわ ねん がつ  
令和6年●月

よいちちょうちょう さいとう けいすけ  
余市町長 齊藤 啓輔

# もくじ 【目次】

だい しょう けいかく がいよう		
<b>第1章 計画の概要</b>		<b>1</b>
1 けいかくさくてい しゅ し	計画策定の趣旨	1
2 けいかく い ち づ	計画の位置付け	2
3 けいかく き かん	計画の期間	3
4 けいかく さくていたいせい	計画の策定体制	4
5 しょう ふく し かん ほりつ せいどう どうこう	障がい福祉に関する法律・制度等の動向	5
6 ほっかいどうしょう ほけんふくしけんいき	北海道障がい保健福祉圏域	10
だい しょう しょう ひと と ま げんじょう かだい		
<b>第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題</b>		<b>11</b>
1 じんこうこうぞう	人口構造	11
2 しょう がい の ある 人 の じょうきょう	障がいのある人の状況	13
3 アンケート ちょうさけつ 果	アンケート調査結果	17
だい しょう けいかく きほんてき かんが かた		
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b>		<b>35</b>
1 けいかく きほんりねん	計画の基本理念	35
2 き ほんもくひょう	基本目標	36
3 ほんもくひょう りかい こうりゅう そくしん	基本目標 1 理解と交流の促進	37
4 ほんもくひょう せいかつかんきょう せいび	基本目標 2 生活環境の整備	40
5 ほんもくひょう ふくし ほけん いりょう じゅうじつ	基本目標 3 福祉・保健・医療サービスの充実	42
6 ほんもくひょう ほいく きょういく じゅうじつ	基本目標 4 保育・教育の充実	46
7 ほんもくひょう しゅうろう こよう そくしん	基本目標 5 就労・雇用の促進	49
だい しょう しょう しゃ じっしもくひょう しょう けいかく じ ふくしけいかく		
<b>第4章 障がい者サービスの実施目標(障がい福祉計画・障がい児福祉計画)</b>		<b>51</b>
1 きほんてき かんが かた めぎ もくひょう	基本的な考え方(目指す目標)	51
2 れいわ ねんど もくひょうち	令和8年度の目標値	52
3 しょう がい ふくし みこみりょう	障がい福祉サービスの見込量	61
4 ちいきせいかつしえんじぎょう みこみりょう	地域生活支援事業の見込量	68
しりょうへん		
<b>資料編</b>		<b>76</b>

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

余市町では、平成15年度に「余市町障がい者計画」、平成18年度に「余市町障がい福祉計画」を策定し、さらに平成21年度から3年ごとに「余市町障がい者計画・障がい福祉計画」、また、平成30年度から「余市町障がい児福祉計画」の策定が義務付けられ、一体的な計画として、支援体制の充実など各般の施策の推進を図ってきました。

この間、平成18年4月には、障がいのある人が住み慣れた地域で必要な支援を受けながら自分らしく生活を送ることができる地域社会の実現をめざす「障害者自立支援法」が施行され、その後、平成24年6月に、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がい者を支援するために、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法\*」)というが成立(平成25年4月および平成26年4月施行)し、「障害程度区分」から「障害支援区分」への改正、また、障がいのある人の定義に難病等が加えられ、重度訪問介護の対象拡充やケアホームとグループホームの一元化等が実施されました。

こうしたなか、さらに、「障害者総合支援法」(平成30年4月施行)の一部改正において、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実等見直しと、「児童福祉法」(平成30年4月施行)の一部改正により市町村に対して障がい児福祉計画の策定が義務付けられました。

余市町では、この改正の趣旨を踏まえ、障がいのある人が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、地域において必要な相談支援や障がい福祉サービス等が計画的に提供されるための実施計画として余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び余市町障がい児福祉計画を策定し、施策を体系的に整理しながら目標達成に向けて取り組むべき方向性を示すとともに、その施策を推進することによって、障がいの有無にかかわらず地域のなかでだれもが自分らしく生活を送ることができる社会の実現をめざします。

\* 障害者総合支援法：共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保および地域社会における共生、社会的障壁の除去に役立つよう、日常生活・社会生活の支援を総合的かつ計画的に行うことを目的に定められた法律

## 2 計画の位置付け

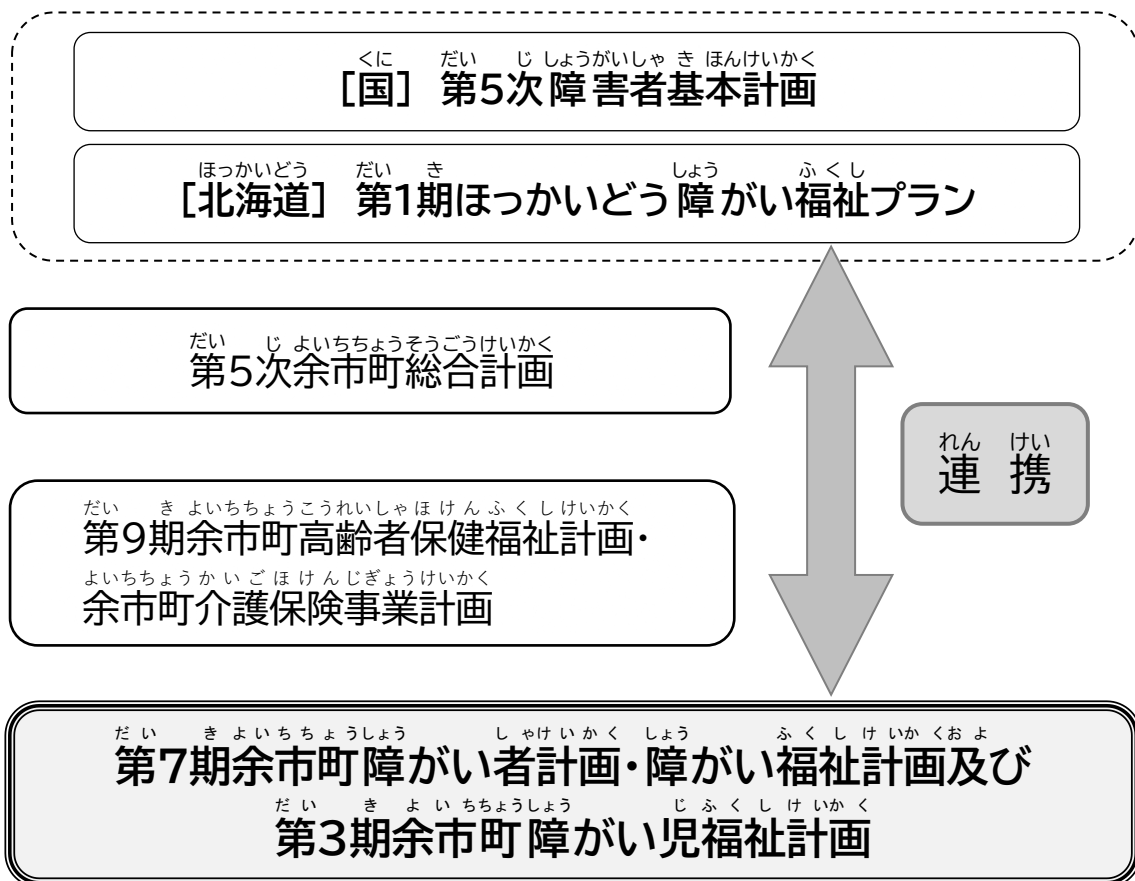
余市町障がい者計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障がい者計画」として、今後進めていく障がい者施策の基本方向や目標を総合的に定める計画です。

余市町障がい福祉計画は「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障がい福祉計画」として、障がい者計画の中の実施計画的な位置づけのものとして、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保のため、具体的な数値目標を定めるものです。

余市町障がい児福祉計画は、「児童福祉法」第33条の20に基づく「市町村障がい児福祉計画」として、障がいのある子どもを対象とする各種支援事業に関する具体的な実施内容、見込み量等を定めるものです。

余市町では、「余市町総合計画」を上位計画とし、関連計画等との整合性を図りながら、障がい福祉計画と一体的に策定し、障がいのある人の総合的な支援を図ります。

### ■ 計画の位置付け



### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

「障害者総合支援法」に基づく市町村障がい福祉計画と「児童福祉法」に基づく市町村障がい児福祉計画は3年を1期として定める計画とされていることから、計画を一体的に策定し、令和6年度から令和8年度までの計画としていますが、定期的に調査・分析および評価を行い、必要がある場合は計画の見直し等の措置を講ずることとします。

#### ■ 計画期間

	計画名	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
国	障害者基本計画			第4次			第5次(R5～R9)				
北海道	北海道障がい者基本計画			第2期			第1期 北海道障がい福祉プラン  (R6～R11)				
	北海道障がい福祉計画			第5期	第6期						
余市町	総合計画			第4次 (H24～R3)			第5次 (R4～R13)				
	障がい者計画			障がい者計画 (H30～R2)		障がい者計画 (R3～R5)		障がい者計画 (R6～R8)			
	障がい福祉計画			第5期(H30～R2)		第6期 (R3～R5)		第7期 (R6～R8)			
	障がい児福祉計画			第1期(H30～R2)		第2期 (R3～R5)		第3期 (R6～R8)			

## 4 計画の策定体制

### (1) 障がい当事者アンケート調査

余市町の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持している人を対象に、生活実態や障害福祉サービス利用に関する今後の意向などについてアンケート調査を実施しました。また、障がい児については、幼稚園・保育所や特別支援学級、養護学校にアンケート調査を実施しました。

### (2) パブリックコメント

町民の意見を聴取するため、パブリックコメントを令和6年2月1日から令和6年3月4日まで実施しました。パブリックコメントの結果、●●件の意見提出がありました。

### (3) 余市町障がい者計画等懇談会からの意見聴取

余市町の保健福祉関係機関・団体の代表者等で構成する「余市町障がい者計画等懇談会」において、専門的・総合的な見地から意見をいただきました。

### (4) 計画の進行管理・評価

各年度における計画の達成状況を踏まえながら、目標数値が達成できるよう関係機関との連携を図り、その実施状況の把握と進行管理に努めます。

また、3年ごとに行われる計画見直しの機会を捉えて、それまでの取り組みを評価するとともに、関係機関等に対して必要な指導・助言等を行います。



5 障がい福祉に関する法律・制度等の動向

■ 計画策定に関する動向

《国》

障がい者計画	障がい福祉計画
<p>しょうがいしゃきほんほう かいせい へいせい ねん がつ <b>障害者基本法の改正（平成23年8月）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 目的と理念の改正・強化</li> <li>・ 基本的人權の尊重</li> <li>・ 障がい者・障がいの定義の見直し</li> <li>・ 地域における共生社会の実現</li> <li>○ 差別の禁止</li> <li>○ 個別分野の追加と既存分野の強化</li> <li>・ 療育、防災及び防犯、消費者としての障がい者の保護、選挙等における配慮等</li> </ul>	<p>しょうがいしゃそうごうしえんほう しこう へいせい ねん がつ <b>障害者総合支援法の施行（平成25年4月）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がい者の定義に難病患者を追加</li> <li>○ 重度訪問介護の対象に知的・精神障がいにより行動障がいのある人を追加</li> <li>○ 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化</li> <li>○ 障害程度区分を障害支援区分に見直し</li> </ul> <hr/> <p>しょうがいしゃそうごうしえんほう かいせい れいわ ねん がつ <b>障害者総合支援法の改正（令和6年4月）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域生活の支援体制の充実</li> <li>○ 多様な就労ニーズに対する支援及び雇用の質の向上の推進</li> <li>○ データベース（DB）に関する規定の整備</li> </ul>
<p>だい じしやうがいしゃきほんけいかく さくてい れいわ ねん がつ <b>第5次障害者基本計画の策定（令和5年3月）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</li> <li>○ 安全・安心な生活環境の整備</li> <li>○ 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</li> <li>○ 防災・防犯等の推進</li> <li>○ 行政等における配慮の充実</li> <li>○ 保健・医療の推進</li> <li>○ 自立した生活の支援・意思決定の推進</li> <li>○ 教育の振興</li> <li>○ 雇用・就業、経済的自立の支援</li> <li>○ 文化芸術活動・スポーツ等の振興</li> <li>○ 国際社会での協力・連携の推進</li> </ul>	<p>きほんしん かいせい れいわ ねん がつ <b>基本指針の改正（令和5年5月）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援</li> <li>○ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築</li> <li>○ 福祉施設から一般就労への移行等</li> <li>○ 地域における相談支援体制の充実強化</li> <li>○ 虐待の防止</li> <li>○ 「地域共生社会」の実現に向けた取組</li> <li>○ 障害福祉サービスの質の確保</li> <li>○ 障がい福祉人材の確保・定着</li> <li>○ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい福祉計画の策定</li> <li>○ 障がいのある人の情報取得利用・意思疎通の推進</li> <li>○ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化</li> </ul>

■ 計画策定に関する動向

《国》

障がい児福祉計画
<p>児童福祉法の改正（令和6年4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充</li> <li>児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことの明確化</li> <li>児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化</li> </ul>
<p>基本指針の改正（令和5年5月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい児のサービス提供体制の計画的な構築</li> <li>発達障がい者等支援の一層の充実</li> <li>よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい児福祉計画の策定</li> </ul>

《北海道》

条例・計画
<p>北海道障がい者条例の施行（平成22年4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人を支える基本的施策等</li> <li>障がいのある人が暮らしやすい地域づくり</li> <li>障がいのある人の権利擁護</li> <li>障がいのある人に対する就労の支援等</li> </ul>
<p>第1期ほっかいどう障がい福祉プランの策定（令和6年度～令和11年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道障がい者基本計画と北海道障がい福祉計画を統合</li> <li>「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会の実現」を目指す</li> <li>計画期間は6年とし、3年で中間見直しを図る。</li> <li>北海道障がい保健福祉圏域を設定し、本道を21区分とする（余市町：後志圏域）</li> </ul> <p>《計画推進のための具体的な取組》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>権利擁護の推進</li> <li>障がいのある人が暮らしやすい地域づくり</li> <li>就労支援施策の充実・強化</li> <li>相談支援体制・地域移行支援の充実</li> <li>サービス提供基盤の整備</li> <li>保健福祉・医療施策の充実</li> <li>多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上</li> <li>障がい児支援の充実</li> <li>発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援</li> <li>自立と社会参加の促進・取組定着</li> <li>北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進</li> <li>安全確保に備えた地域づくりの推進</li> </ol>

■その他の障がい福祉に関する動向

《国》

法律・政策
<p><b>障害者虐待防止法の施行（平成24年10月）</b></p> <p>しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう しこう へいせい ねん がつ しょう しゃぎゃくたい ぼうし ぎゃくたい そうきはつけん たいおう さいはつぼうしとう とりくみ きてい</p> <p>○障がい者虐待の防止と虐待の早期発見・対応と再発防止等の取組を規定</p>
<p><b>障害者差別解消法の施行（平成28年4月）</b></p> <p>しょうがいしゃさべつかいしょうほう しこう へいせい ねん 4 がつ さべつ きんし きてい ぐたいか くに ちほうじちたい ごうりてきはいりよ ぎむ か</p> <p>○「差別の禁止」の規定を具体化し、国・地方自治体による「合理的配慮」の義務化</p>
<p><b>障害者差別解消法の改正（令和6年4月）</b></p> <p>しょうがいしゃさべつかいしょうほう かいせい れいわ ねん 4 がつ みんかんじぎょうしゃ ごうりてきはいりよ ぎむ か</p> <p>○民間事業者による「合理的配慮」の義務化</p>
<p><b>発達障害者支援法の改正（平成28年8月）</b></p> <p>はつたつしょうがいしゃしえんほう かいせい へいせい ねん がつ しゃかいてきしょうへき じよきよ はつたつしょう ひと しえん かか きほんりねん しんせつ</p> <p>○社会的障壁の除去など発達障がいのある人への支援に係る基本理念の新設</p> <p>くに ちほうこうじちたい せきむ ついか そうだんたいせい せいび</p> <p>○国・地方公自治体の責務の追加（相談体制の整備）</p> <p>きょういく じょうほうきょうゆう しゅうろう ちいませいかつ けんりようご しほうてつづき かぞく かん しえん きてい</p> <p>○教育・情報共有・就労・地域生活・権利擁護・司法手続・家族に関する支援の規定</p> <p>はつたつしょう しゃしえんちいききょうぎかい せっち はつたつしょう しゃしえん そうせつ</p> <p>○発達障がい者支援地域協議会の設置、発達障がい者支援センターの増設</p> <p>ふきゅうけいはつ かんする きてい</p> <p>○普及啓発に関する規定</p>
<p><b>障害者文化芸術活動推進法の施行（平成30年6月）</b></p> <p>しょうがいしゃぶんかげいじゆつかつどうすいしんほう しこう へいせい ねん 6 がつ ぶんかげいじゆつかつどう つうじたしょう ひと こせい のうりよく はつきおよびしゃかいさんか そくしん</p> <p>○文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進</p>
<p><b>ユニバーサル社会実現推進法の施行（平成30年12月）</b></p> <p>ねんれい せいべつ しょう ぶんか ちが かか だれ ちいきしゃかい いちいん さき あ なか あんしん くらし ひとり も ちから はつき げんき かつどう しゃかい</p> <p>○年齢、性別、障がい、文化などの違いに関わりなく誰もが地域社会の一員として支え合う中で安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる「ユニバーサル社会」の実現</p>
<p><b>読書バリアフリー法の施行（令和元年6月）</b></p> <p>どくしょ ほう しこう れいわ がんねん がつ すべ こくみん ひと どくしょ つう もじ かつじぶんか けいたく きょうじゆ しゃかい</p> <p>○全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現</p> <p>しかくしょう ひと どくしょかんきょう せいび そうごうてき けいかくてき すいしん</p> <p>○視覚障がいのある人の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進</p>
<p><b>農福連携等推進ビジョンの策定（令和元年6月）</b></p> <p>のうふくれんけいなどすいしん さくてい れいわ がんねん がつ のうふくれんけいとう すいしん むけて</p> <p>○農福連携等の推進に向けて</p> <p>のうふくれんけい すいしん あくしょん</p> <p>○農福連携を推進するためのアクション</p> <p>のうふくれんけい ひろ すいしん</p> <p>○農福連携の広がり推進</p>
<p><b>児童福祉法施行令の改正（令和元年10月）</b></p> <p>じどうふくしほうしこうれい かいせい れいわ がんねん がつ しゅうがくまえしょう じ たいしょう じどうはつたつしえんとう さーびす りょうしゃふたんがく むしょうか</p> <p>○就学前障がい児を対象とした児童発達支援等のサービスの利用者負担額の無償化</p>

■その他の障がい福祉に関する動向

《国》

法律・政策
<p><b>電話リレーサービス法の施行（令和2年12月）</b></p> <p>○聴覚障がいのある人が手話通訳者などを介して連絡を取る「電話リレーサービス」（パソコンやスマホの画面を通じて手話や文字で発信し、通訳が通話先にその内容を伝えるもの）を制度化し、交付金制度の創設を整備</p>
<p><b>バリアフリー法の改正（令和3年4月）</b></p> <p>○ソフト対策の取組の強化、国民に向けた広報啓発の取組の促進を規定</p> <p>○市町村による「心のバリアフリー」の推進に関する事項を追加</p>
<p><b>社会福祉法等の改正（令和3年4月）</b></p> <p>○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援（重層的支援体制整備事業の創設）</p>
<p><b>医療的ケア児支援法の施行（令和3年9月）</b></p> <p>○「医療的ケア児」を定義し、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを明文化</p>
<p><b>障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行（令和4年5月）</b></p> <p>○障がいのある人の情報取得や利用、意思疎通支援に係る具体的施策の策定・実施の義務化</p>
<p><b>障害者雇用促進法の改正（令和5年4月、令和6年4月）</b></p> <p>○雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化</p> <p>○精神障がいのある短時間労働者の雇用率算定に係る特例の延長</p> <p>○週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度障がいのある人の算定特例</p>
<p><b>精神保健福祉法の改正（令和5年4月、令和6年4月）</b></p> <p>○精神障がいのある人の希望やニーズに応じた支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族等が意思表示を行わない場合の市町村長の同意による医療保護入院</li> <li>・入院者訪問支援事業の創設</li> <li>・医療機関における虐待防止措置、虐待通報の義務化</li> </ul> <p>○地域生活の支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域援助事業者の紹介の義務化</li> <li>・市町村等の相談支援の対象に精神障がいのある人のほか、精神保健に課題を抱える者を追加</li> </ul>

なんびやうほうおよ じどうふくしほう かいせい れいわ ねん がつ れいわ ねん がつ  
難病法及び児童福祉法の改正（令和5年10月、令和6年4月）

- 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成の開始時期の見直し
- 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する「登録者証」の発行事業の創設
- データベース（DB）に関する規定の整備

■その他の障がい福祉に関する動向

≪北海道≫

じやうれい けいかく  
条例・計画

ほっかいどうい し そつうしえんじやうれい しゅわげんごじやうれい しごう へいせい ねん がつ  
北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施行（平成30年4月）

- 障がい者の意思疎通の総合的な支援、言語としての手話の認識の普及

ほっかいどう しえんじやうれい しごう れいわ ねん がつ  
北海道ケアラー支援条例の施行（令和4年4月）

- ケアラー支援に関する道の責務並びに道民、事業者、関係機関等の役割の明確化

ほっかいどう しえんすいしんけいかく れいわ ねんど れいわ ねんど さくてい  
北海道ケアラー支援推進計画（令和5年度～令和7年度）の策定

- 普及啓発の促進
- 早期発見及び相談の場の確保
- ケアラーを支援するための地域づくり

## 6 北海道障がい保健福祉圏域

北海道では、サービス提供体制の確保が、地域間の格差を縮小しながら進められるよう、サービスの種類ごとの支給量及び整備量を見込み、推進管理等を行う「区域」を設定しています。

- (1) 施設入所支援…全道域
- (2) 共同生活援助及び日中活動系サービス…北海道障がい保健福祉圏域(21圏域)
- (3) 訪問系サービス及び相談支援…市町村圏域(179圏域)

北海道障がい保健福祉圏域は、障がい者施策の積極的な推進を図るため、市町村の人口規模や各種施策の内容等に応じた広域的な調整を行うことを目的に設定されており、余市町は「後志圏域」に位置付けられています。



小樽市、島牧村、寿都村、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村

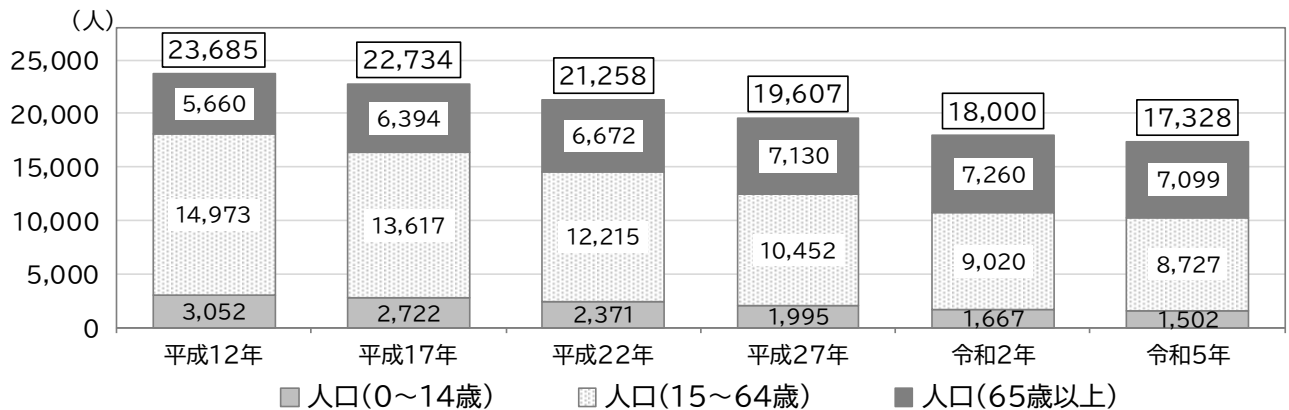
# 第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題

## 1 人口構造

余市町の人口は減少傾向にあり、平成12年の23,685人から減少が続き、令和5年9月1日現在の住民基本台帳では、17,328人(外国人を含む)となっており約27%減となっています。

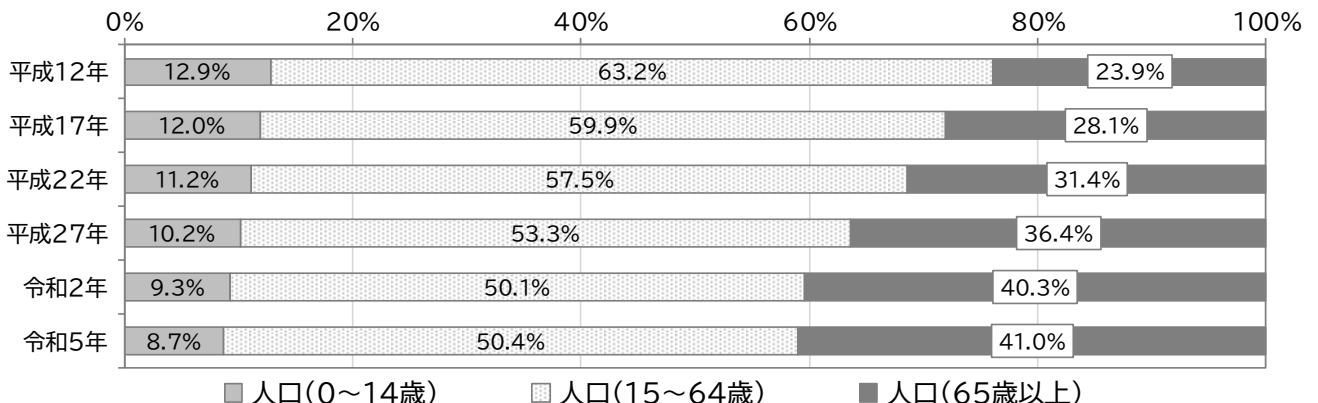
年齢区分別に見ると、年少人口(15歳未満)の割合が減少しているのに対し、高齢者人口(65歳以上)は増加しており、高齢化率は令和5年9月1日現在で41.0%と国・道の高齢化率と比較をして高い水準となっており、少子高齢化の進行がうかがえます。

### 総人口の推移



資料:国勢調査(令和5年は住民基本台帳9月1日時点のデータによる)

### 年齢3区分別人口割合の推移



資料:国勢調査(令和5年は住民基本台帳9月1日時点のデータによる)

高齢化率の推移

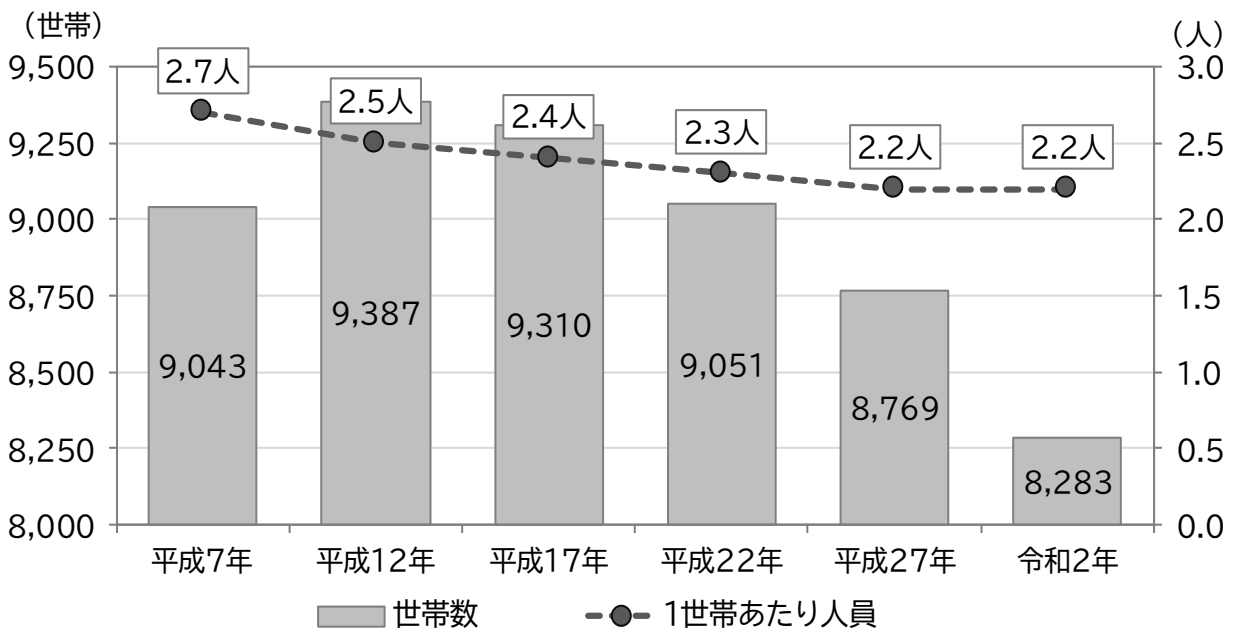
	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年	令和 5年
余市町	23.9%	28.1%	31.4%	36.4%	40.3%	41.0%
北海道	18.2%	21.4%	24.4%	29.0%	31.8%	32.8%
全国	17.3%	20.1%	23.0%	26.3%	28.0%	29.1%

資料:国勢調査(令和5年は住民基本台帳9月1日時点のデータによる)

世帯数の推移

世帯数の推移を見ると、それまでの増加傾向が、平成12年をピークに減少に転じ、令和2年には8,283世帯となっています。

一方、1世帯あたりの人員も減少傾向にあり、令和2年には2.2人と核家族化の進行がうかがえます。



資料:国勢調査



## 2 障がいのある人の状況

### (1) 手帳所持者数

手帳所持者数については、平成30年度末の1,193人から、令和4年度末では150人減の1,043人となっています。障がいの種別を見ると、身体に障がいのある人が約7割を占めています。

また、発達障がいについては、「発達障害者支援法」により「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、「障害者総合支援法」の対象として規定されています。

さらに、平成25年4月から障がいのある人の定義に難病等が追加され、「障害者総合支援法」の対象として規定されており、対象疾病が当初の130疾病から令和6年4月には369疾病へ見直しが行われます。

### 余市町における障害者手帳所持者数

	上段(人)、下段構成比(%)				
	H30年度末	R元年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末
身体障がい者	1,193	1,166	1,145	1,093	1,043
構成比	73.7%	73.3%	73.1%	70.6%	68.9%
知的障がい者	250	255	260	266	273
構成比	15.4%	16.0%	16.6%	17.2%	18.0%
精神障がい者	176	169	161	190	198
構成比	10.9%	10.6%	10.3%	12.3%	13.1%
合計	1,619	1,590	1,566	1,549	1,514

※構成比は合計に対する割合

(2)手帳等級別割合の推移

①身体障がい者手帳等級別割合の推移

手帳の等級別では1級の割合が高く令和4年度末では324人(31.1%)、次に4級が287人(27.5%)となっていますが、構成に大きな変動は見られません。

	上段(人)、下段構成比(%)				
	H30年度末	R元年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末
1級	352	348	341	337	324
構成比	29.5%	29.8%	29.8%	30.8%	31.1%
2級	181	175	166	152	140
構成比	15.2%	15.0%	14.5%	13.9%	13.4%
3級	197	192	190	181	173
構成比	16.5%	16.5%	16.6%	16.6%	16.6%
4級	326	315	315	302	287
構成比	27.3%	27.0%	27.5%	27.6%	27.5%
5級	77	77	75	68	65
構成比	6.5%	6.6%	6.6%	6.2%	6.2%
6級	60	59	58	53	54
構成比	5.0%	5.1%	5.1%	4.8%	5.2%
合計数	1,193	1,166	1,145	1,093	1,043

②療育手帳等級別割合の推移

手帳の判定別では中程度であるB判定の割合が高く、平成27年度以降手帳所持者は多少の増減はありますが、構成に大きな変動は見られません。

	上段(人)、下段構成比(%)				
	H30年度末	R元年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末
A判定	92	88	89	91	92
構成比	36.8%	34.5%	34.2%	34.2%	33.7%
B判定	158	167	171	175	181
構成比	63.2%	65.5%	65.8%	65.8%	66.3%
合計数	250	255	260	266	273

③精神障がい者保健福祉手帳等級別割合の推移

手帳の等級別では2級の割合が高く、令和4年度末では138人(69.7%)、次いで3級が46人(23.2%)、1級が14人(7.1%)となっています。

	上段(人)、下段構成比(%)				
	H30年度末	R元年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末
1級	18	16	14	16	14
構成比	10.2%	9.5%	8.7%	8.4%	7.1%
2級	121	111	106	129	138
構成比	68.8%	65.7%	65.8%	67.9%	69.7%
3級	37	42	41	45	46
構成比	21.0%	24.9%	25.5%	23.7%	23.2%
合計数	176	169	161	190	198

(3) 障害支援区分別の認定者数

障がい福祉サービスの支給決定にあたっては、様々な状態の障がいのある人が支援の必要度に応じて適切なサービスを受けられるよう、「障害支援区分」の制度が導入されており、軽度の区分1から最重度の区分6までに分かれています。

■ 障害支援区分別認定者数

(単位:人)

身体障がい者	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
非該当	0	0	0	0
区分 1	4	6	9	19
区分 2	11	9	8	28
区分 3	8	15	7	30
区分 4	3	6	1	10
区分 5	4	3	2	9
区分 6	4	10	3	17
合計	34	49	30	113

■ 障害支援区分別認定者数

(単位:人)

知的障がい者	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
非該当	0	0	0	0
区分 1	0	2	1	3
区分 2	4	4	7	15
区分 3	7	9	7	23
区分 4	9	7	11	27
区分 5	9	12	9	30
区分 6	8	5	6	19
合計	37	39	41	117

精神障がい者	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
非該当	0	0	0	0
区分 1	0	1	0	1
区分 2	5	11	13	29
区分 3	4	5	5	14
区分 4	1	1	0	2
区分 5	0	0	0	0
区分 6	0	0	0	0
合計	10	18	18	46

難病等	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
非該当	0	0	0	0
区分 1	0	0	0	0
区分 2	1	0	0	1
区分 3	0	0	0	0
区分 4	0	0	0	0
区分 5	0	0	0	0
区分 6	0	0	0	0
合計	1	0	0	1

※障害支援区分は原則18歳以上の障がいのある方を対象としています。  
 (身体と知的の両方の障がいのある人は、知的障がい者に含めています)

### 3 アンケート調査結果

第7期余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定に向けての基礎資料とすることを目的にアンケート調査を実施しました。

その主な結果は以下の通りです。

#### (1) 障害当事者アンケート調査結果

##### 【アンケート調査の概要】

調査対象者：令和5年11月1日現在において、障がい福祉サービス等の利用者から無作為に250名を抽出。

調査方法：無記名によるアンケート方式、郵送による調査票の配布・回収

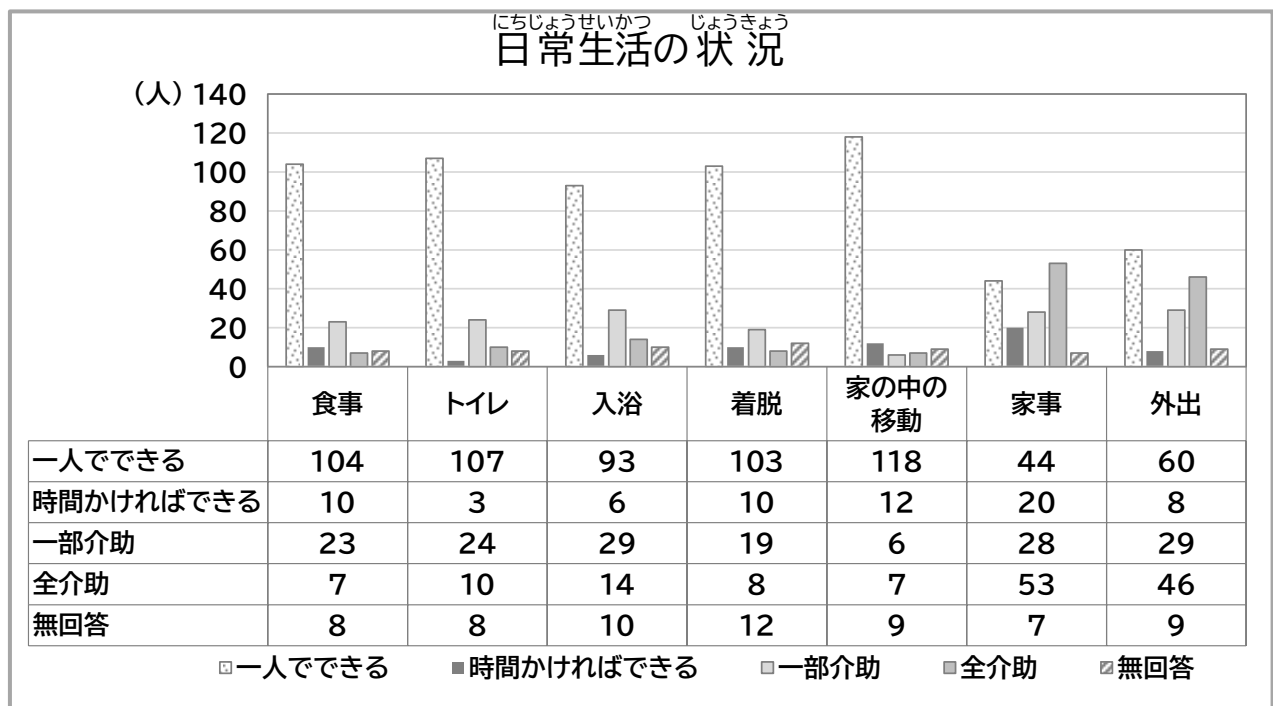
調査期間：令和5年11月24日(金)～令和5年12月7日(木)

回答率：60.8%(152件)

##### 【アンケート調査結果の概要】

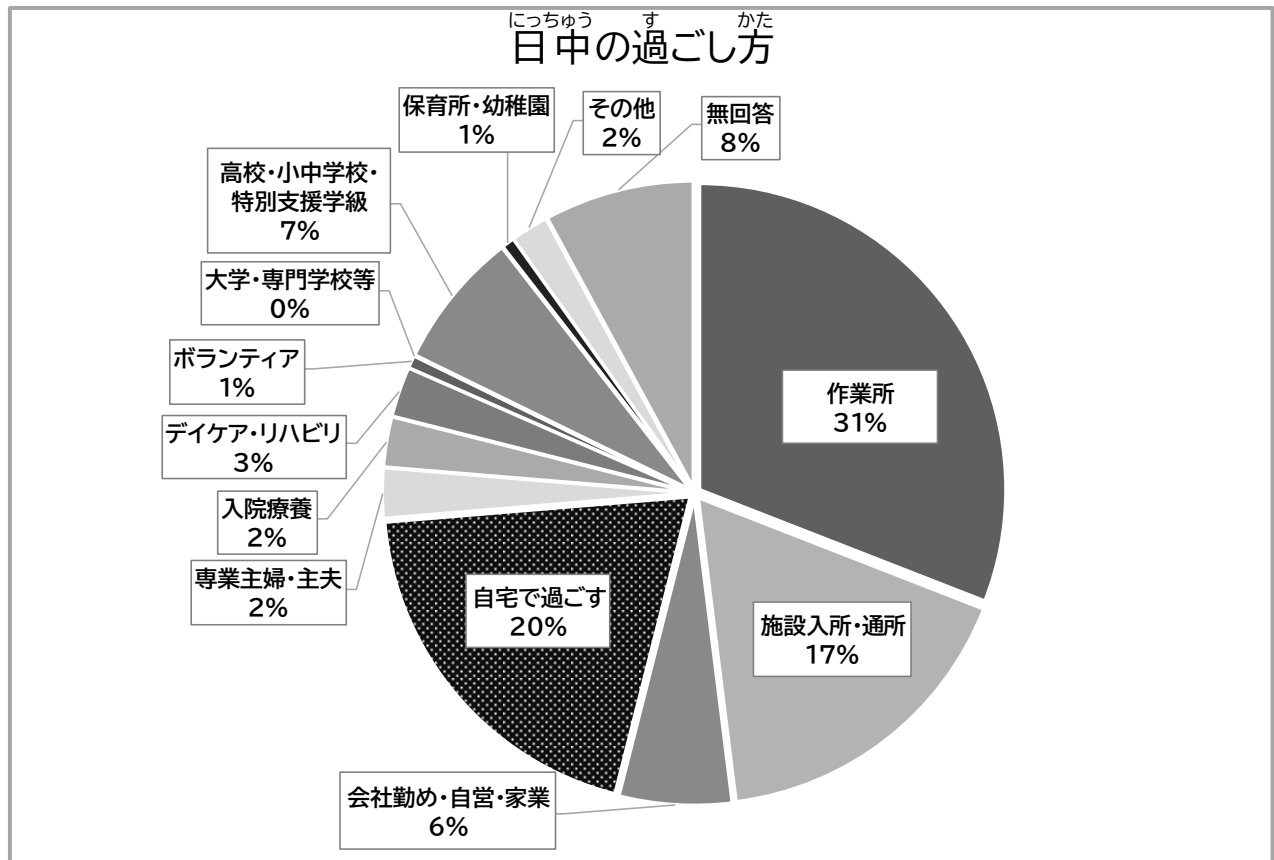
##### ◆日常生活について

日常生活において、食事、トイレ、入浴、着脱は、「一人で行える」と答えた方が多く、家事、外出については、「全介助」、「一部介助」を必要とする割合が多くなっています。

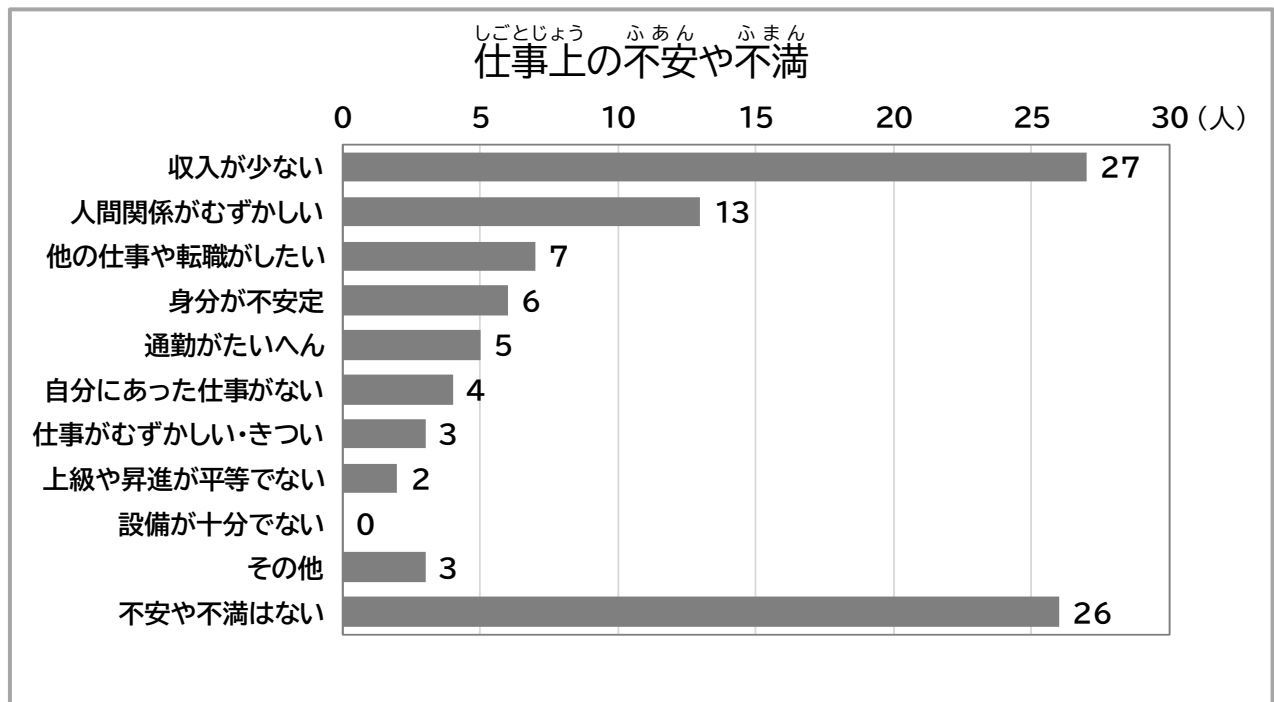


◆ 日中の過ごし方について

日中の過ごし方については作業所、施設で過ごす方が約半数を占めています。次いで自宅で過ごす方が20%となっています。



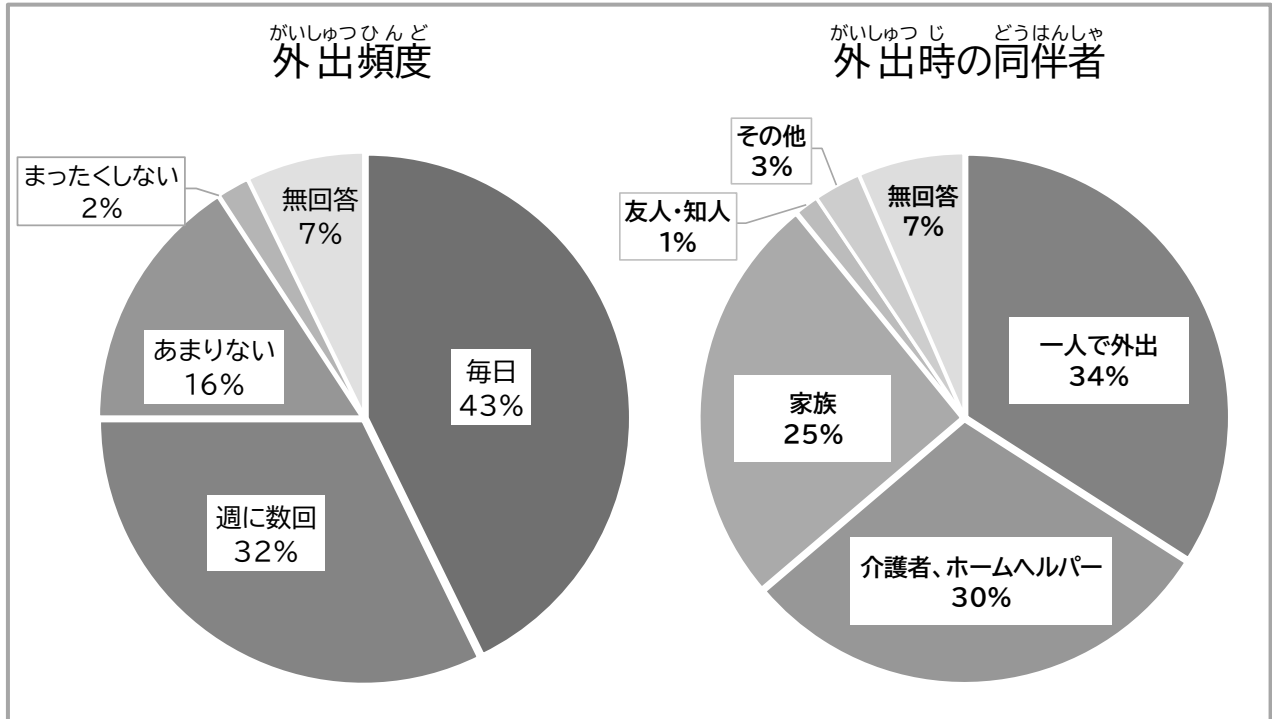
会社勤めや自営業・家業で働いている、作業所に通っている方について、仕事をする上での不安や不満については「不安や不満はない」と答えた方が多い一方で、「収入が少ない」と答えた方も多くいます。



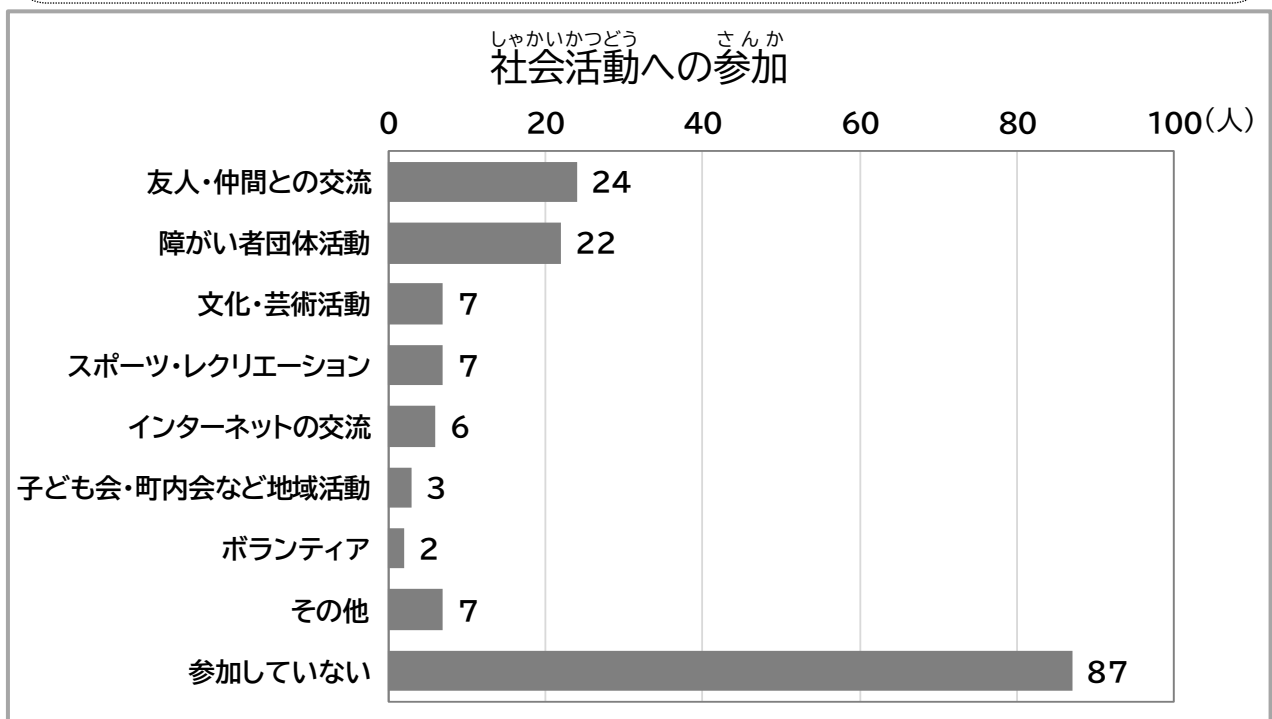
◆外出・社会参加の状況について

外出の頻度は、「毎日」、「週に数回」を合わせると75%を占めています。

外出時の同伴者は、「介助者、ヘルパー」や「家族」などの同伴者と外出する方が半数以上を占めている一方で、「一人で外出」する人も3割強を占めています。



社会活動への参加について「参加していない」と答えた方が多くを占めています。「その他」では、「患者会の活動に協力」、「学校での部活動」、「リハビリ」、「コロナで活動できていない」、「福祉の介護者と週一位体育館に行きウォーキングやストレッチをする」との回答がありました。

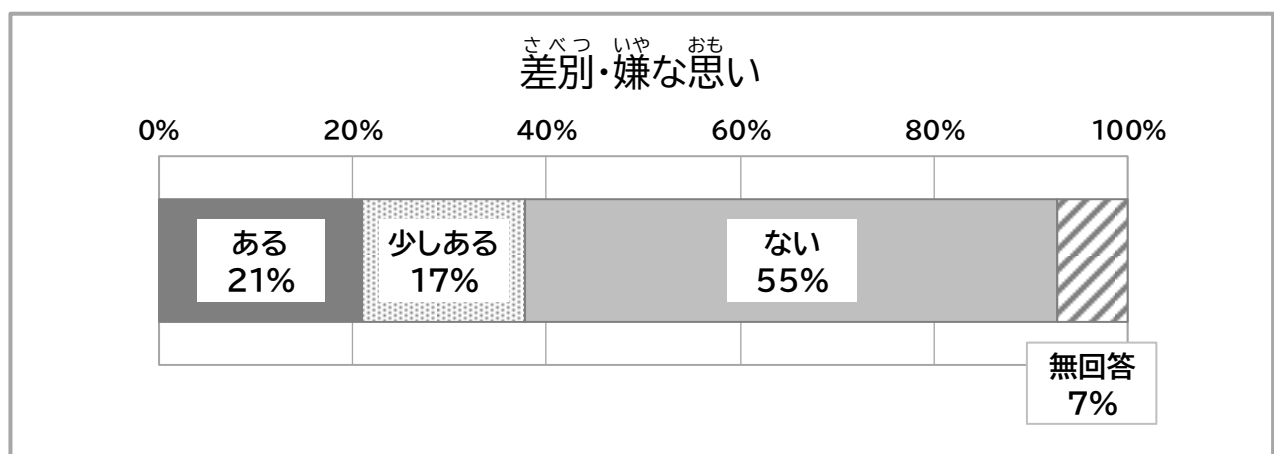


◆福祉サービスの利用状況や利用意向について

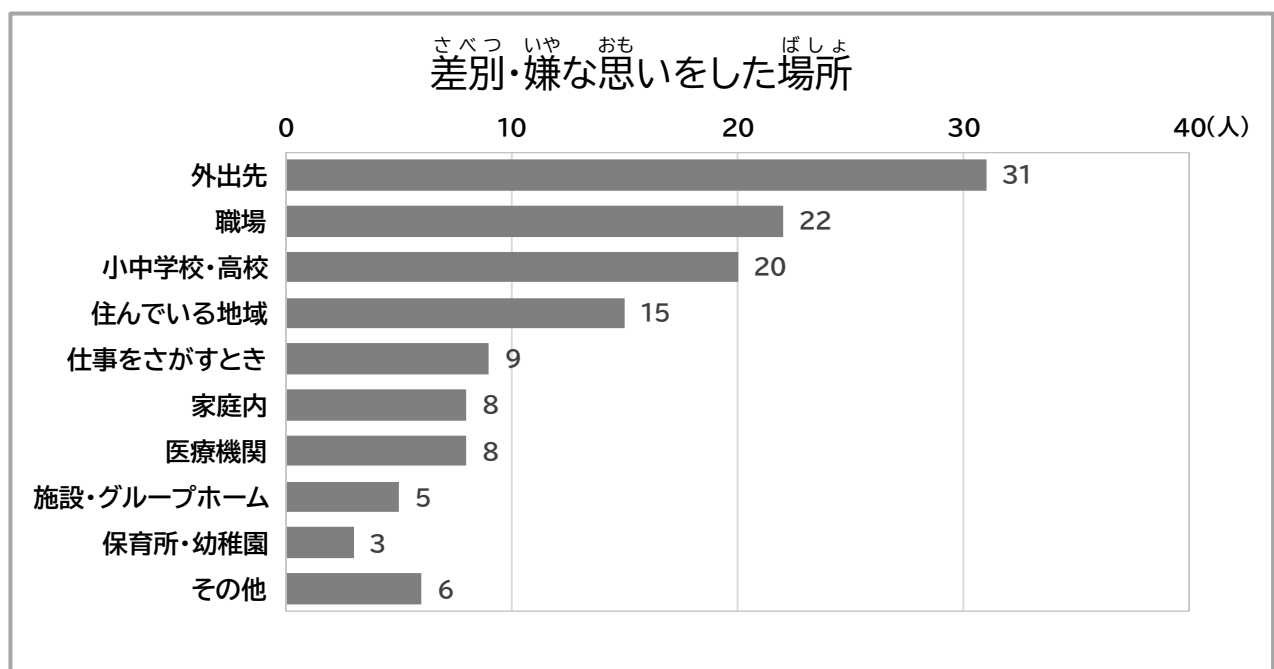
福祉サービスのうち利用が多いサービスは「計画相談支援」となっています。  
 今後の利用意向については、グループホーム、福祉タクシーの利用希望が多くあります。  
 また、「施設入所支援」のうち施設入所者については、今後も「利用したい」が12件、「利用したくない」は14件となっています。

◆人権・権利擁護、困りごとについて

障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるかについて、「ない」方が半数以上、「ある」、「少しある」と答えた方が38%となっています。

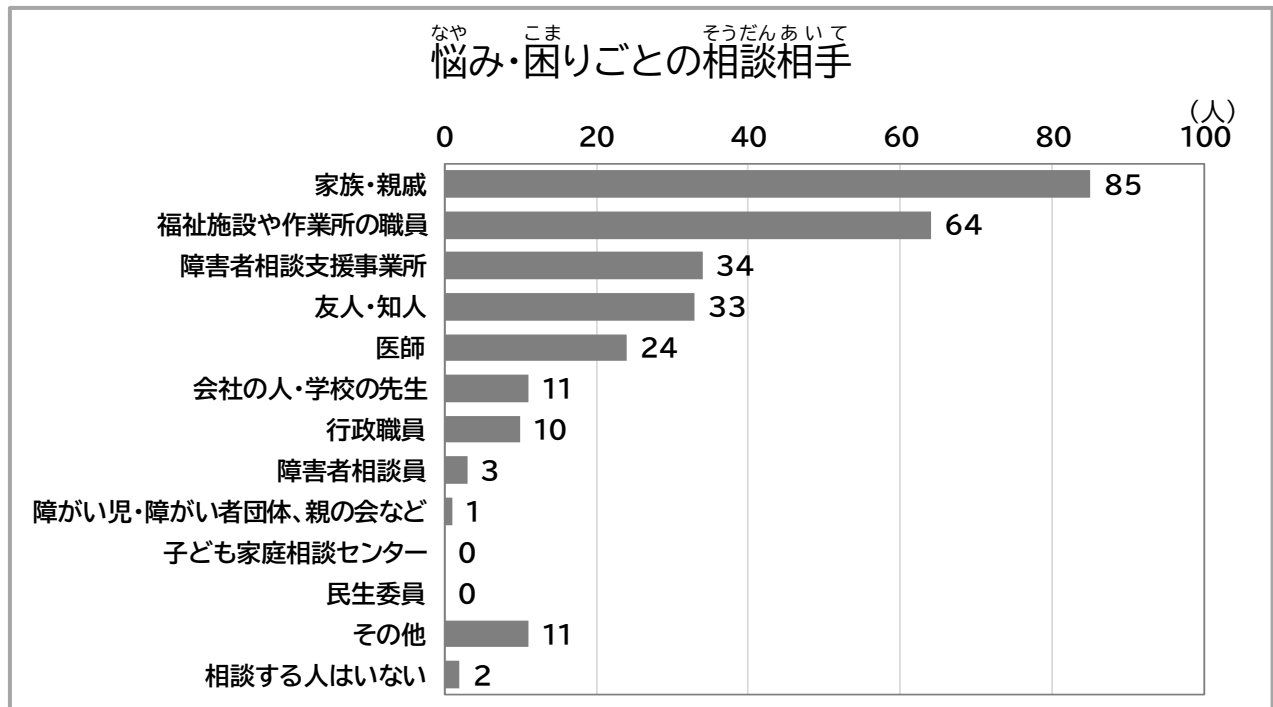


差別や嫌な思いをした場所として、「外出先」や「職場」、「学校等」と答えた方が多くなっています。



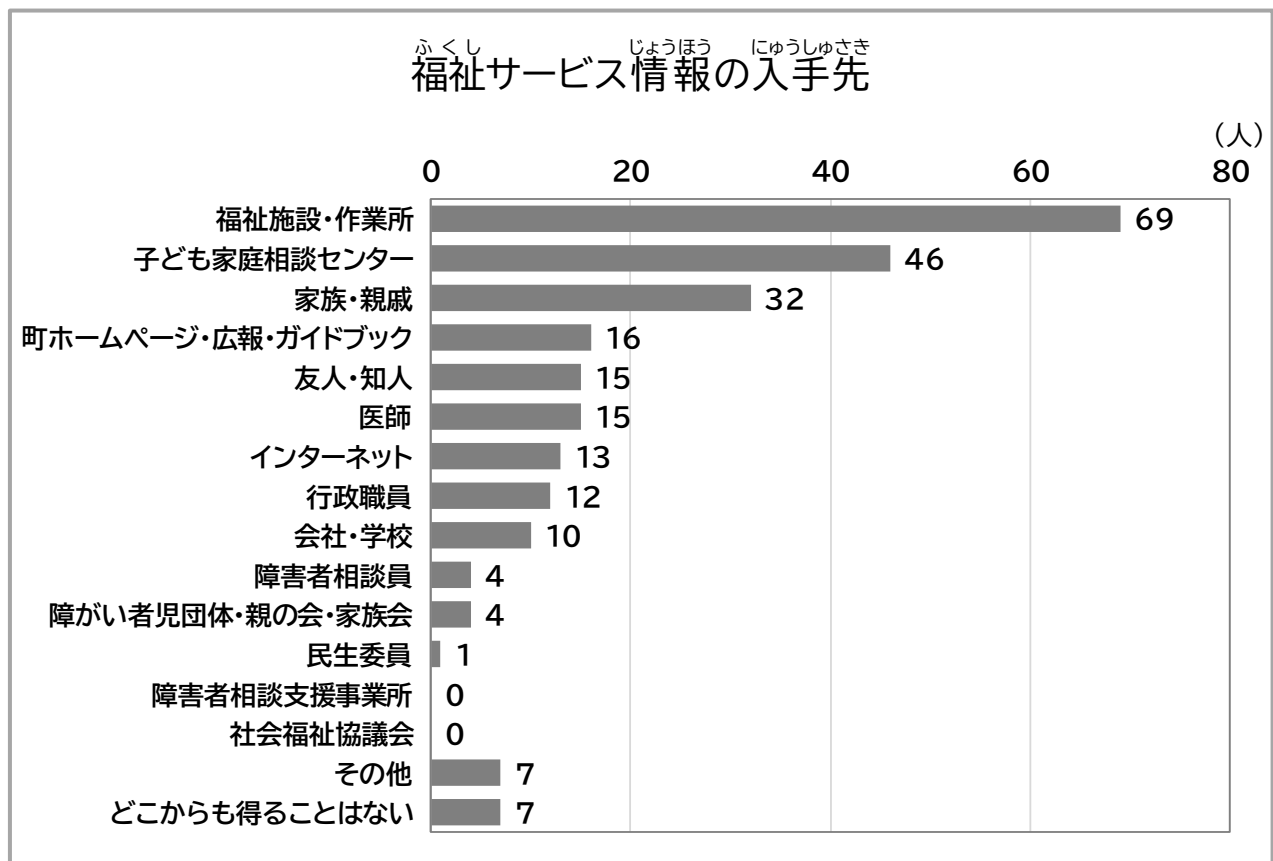


悩みや困ったことを相談する相手は、「家族」や「施設職員」に相談する方が多くなっています。



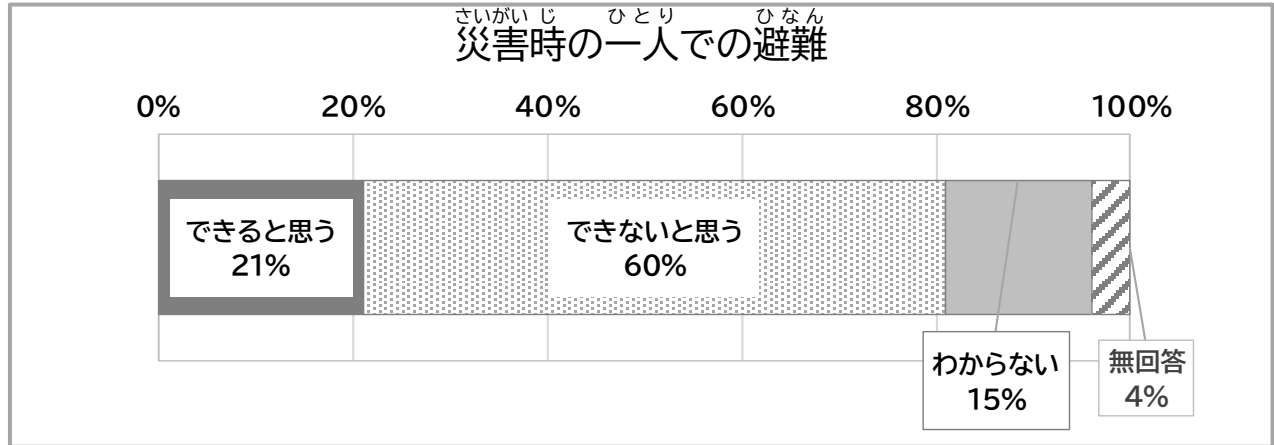
◆福祉サービスなどの情報入手について

福祉に関する情報入手先として、施設入所や作業所に通っている方は、施設の職員から情報を得ている方が多くなっています。

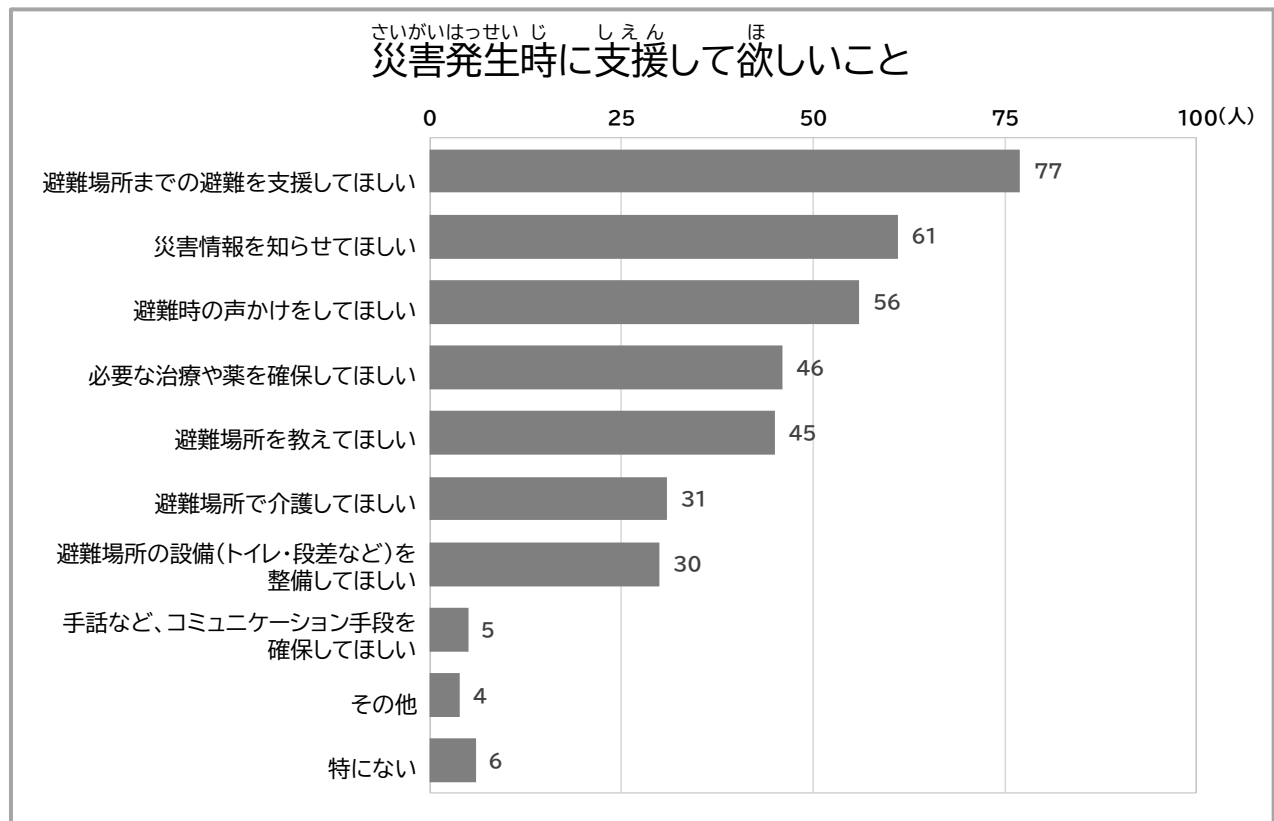


◆ 災害時の対応について

火事や地震等の災害時に、あなたは一人で避難できるかについて、「できないと思う」と答えた方が60%を占めています。

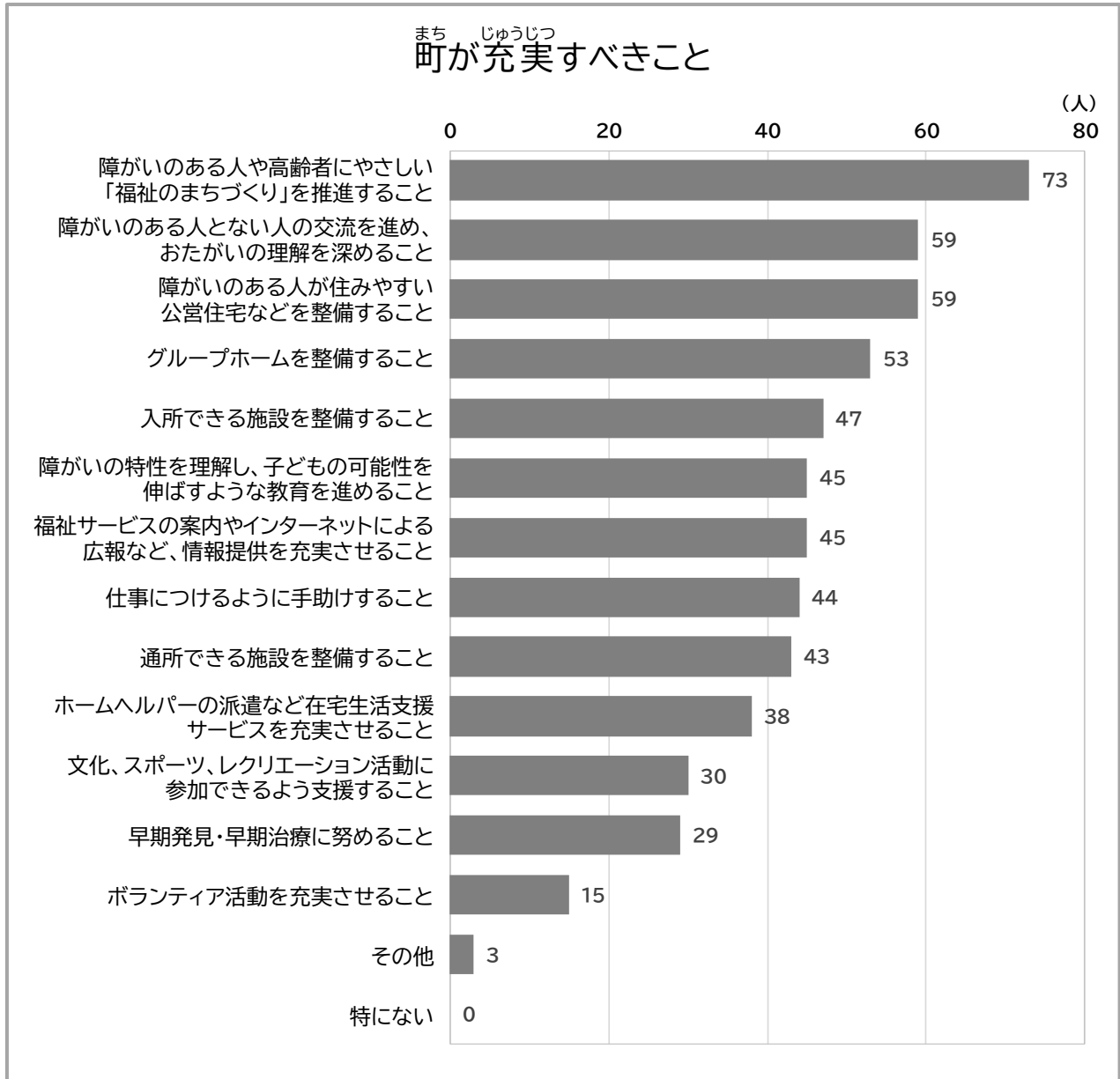


災害発生時に支援してほしいこととして、「避難場所までの避難の支援」や「災害情報を知らせしてほしい」、「避難時の声かけをしてほしい」との回答が多くなっています。



◆福祉施策などについて

町が特に充実させていくことについて、「障がいのある人や高齢者にやさしい福祉のまちづくり」、「障がいのある人とない人の交流」と答えた方が多くなっています。



◆自由記述

- ・町の健常者と障害のある人との交流会で経験したことを教えあう。また、要望や情報交換を共有。健常者も障害者も良好なコミュニケーションを保てる暮らしがしたい。
- ・在宅生活を支援してもらっている人が人で不足ときいている、もっと充実してほしい。
- ・病院へ行く場合は車を使用できるのですが、銀行など自分の用件の時に足が悪いので車を使えるとよいと思います。
- ・障害があってもなくてもみんなが住みやすい町になっていくとうれしいです
- ・24時間世話人(支援員、夜勤者)がいるグループホームや生活介護の事業所が増えてほしい。将来の選択肢が増えてほしい。土日の余暇を充実させたい、親が連れて歩く以外はほぼ自宅で過ごしています。親意外と歩ける余暇支援的なサービスをやっている所が余市には少ないようです。気軽に利用できる所があるとよいと思います。お祭り、映画、イベント、カラオケ、買い物、コンサートなど、親が元気ならいいのですが、親がいなくなったらどこにも行けないのが不安になります。
- ・グループホームを増やしてほしい。特に小樽などに通勤するのにバスやJRを利用しやすい場所や食事や家事支援のみあると助かります。軽度の方が多いホームがほしいですね。
- ・これから将来に対して収入がないことの不安と親の収入だけでは生活ができなくなる不安。
- ・町の関連施設のお仕事など、作業所にさせてほしいです。清掃など社会とのつながりや本人の自信にもなります。余市町民のみなが住みやすく生活できる町であってほしい。
- ・通所や入所できる施設を増やしてほしい。短期入所やショートステイ急にでも受け入れしてくれる場所がほしい。一人一人に目が届くように。
- ・ヘルパーさんは重要なので人材の育成に力をいれてほしい。賃金のアップも力をいれてほしい。

## (2) 障がい福祉サービス事業者アンケート調査結果

### 【アンケート調査の概要】

調査対象者: 町内で実績のある事業者

調査方法: 無記名によるアンケート方式、郵送による調査票の配布・回収

調査期間: 令和5年11月28日(火)～令和5年12月14日(木)

回答率: 68%(17事業所)

### 【アンケート調査結果の概要】

#### ◆ 事業所の運営状況等について

○円滑な事業運営を進めていく上で、問題を感じることに

事業運営で感じる問題について、「従事者の確保が難しい」が12ヶ所と最も多く、次いで「利用者の確保が難しい」、「施設・設備の改善が難しい」、「事務作業量が多い」がそれぞれ8ヶ所となっています。

また、その他の意見として、「より質の高いサービス支援をするうえでも、グループホームのサービス単価等、改善や検討してもらいたいと思っている。より良い継続運営にしていくためにも」、「補助金の額がたりない」との意見も挙げられています。

#### ◆ サービス利用について

○余市町全体で不足していると思われるサービスや支援

- ・大病を見てもらえるような医師、病院不足。
- ・就労支援(精神障害等で普通に仕事はできないが、A型・B型では物足りなく、もう少し高度な就労先を作ってほしい。)
- ・生活介護等で通える場(余暇的な支援を主として通える場)
- ・発達支援センター
- ・訪問介護事業所における移動・移送サービス対応(重度の障がい者に対応してくれるサービス支援)福祉車両を含む。
- ・計画相談を担う相談事業所及び相談支援専門員の数。
- ・行政内の障がい福祉担当職員数。
- ・移動(車)サービス・通院等、外出時の行動援護、余暇支援。

- ・移動支援サービス、住居支援サービス、児童発達支援センター、相談窓口、ワンストップサービス、相談支援専門員、災害時の障がい者支援者(防災)
- ・グループホーム(特に精神障がいや精神疾患がある方を対象)
- ・シェアハウスや仲間と暮らせる終の棲家
- ・町民に満足してもらえるようなサービスを提案・提供できるよう、横のつながり(事業所又は国が提供するサービス)の強化や、様々なニーズに対応できるようなサービスの見直しと町民への周知。

### ◆ 災害時の協力について

#### ○災害時の利用者(契約者)に対して可能な支援

「利用者の安否確認」、「利用者への継続支援」が14ヶ所と最も多く、「避難所への職員等の派遣」が7ヶ所となっています。また、その他「特別な配慮が必要な方の支援(利用者の情報、障がい特性の理解促進、台帳作成協力、周知、相談支援、メンタルケアなど)」、「災害時の状況によりできる支援は大きく異なるため、回答困難です。例えば、利用者も従事者の生活が安定しているのであれば、避難所内でのサービス提供も可能かと考えます。」との意見も挙げられています。

### ◆ 今後の障がい者施策に求めるものについて

#### ○福祉施策

- ・障がいを持った方達と高齢者のかかわり、外出支援や余暇支援など、有償ボランティア制度やガイドヘルパー制度など、お互いを支えあう、お互いを知るなどの機会を継続できるような施策。
- ・福祉従事者の待遇、社会的地位の向上。
- ・介護窓口や他の窓口を分けず、相談窓口をわかりやすく一本化して行政多課多職種が連携しゆりかごから墓場まで、つなげられる体制整備、地域づくりが必要。
- ・公共交通機関利用時の障がい者への交通費補助。

### ○保健・医療

- ・予防医療や健康教育の場としての機能を高めていただきたいと思います。
- ・幼児期から高校卒業までを一貫して支援する発達支援の仕組みがあると良いです。
- ・余市町外への医療機関受診について、公共交通機関を利用できない障がい者(児)が多いです(家族対応も困難)。障がいがあっても福祉施策の下、安心して医療機関を受診できる仕組み作りが必要と感じます。
- ・発達支援センター機能強化を望む。
- ・健診時に子供の悩み等を相談する窓口があるとよいと思う。

### ○生活環境の整備

- ・町内循環バスの範囲を広げてほしい。
- ・障がい者が一人暮らしを希望する場合、町営住宅への申し込みできるタイミングが頻繁にあると良い。
- ・町内の移送手段(介護タクシー業者)が少ない

### ○相談・情報提供

- ・地域生活支援拠点や個人情報に配慮して官民連携し情報交換ができ、緊急にも対応できる体制と民生委員や近隣の方も協力しやすい相談体制が必要。
- ・地域のことやイベント等の情報提供の資料は、障害をお持ちの方には難しい内容や文字が分かりにくいところがあるので、障害をお持ちの方専用の情報機関紙等の発行をすることが出来たら良いと感じます。
- ・相談事業所が無理なく様々な利用者(保護者)・事業所と、多い時間関わるとよいと思う。

○住まい・住宅の確保

- ・当事業所にも一人暮らしやグループホームを希望されている方が何名もおり確保に苦勞しています。公共賃貸住宅やグループホームが充実し、希望者の要望が通りやすくなれば良いと思います。
- ・住宅・作業場など、有効活用できる場所があれば、情報がなく取り組んでいる印象が見られない。
- ・障がい者等の住宅獲得用配慮者に対する不動産業者・大家などへの理解促進。町営住宅の障がい者優先入居の拡充。
- ・生活保護の方が扶助の範囲内で借りる事のできる住居が無い。障がい者のグループホームが少ない。

○雇用・就労

- ・軽度の障がい者の働く場。
- ・一般就職を地域で支える体制について協議できると良い。
- ・長期的な就労を志す障がい者をサポートする職場適応援助者(ジョブコーチ)の支援活用があると当事者も安心できると考え、働ける職場の環境や、合理的な配慮に対し地域の就労事業所からの意見・要望を踏まえ、雇用促進に繋がればと思います。
- ・地域の中で障がい者が働くためには、雇用主の理解促進がまだまだ必要な状況。就労訓練サービス利用についても送迎がない場合は、交通費補助などがあれば状況が変わると感じる。農業や水産業が盛んな地域で外国人労働者がいるように、障がい者も働きやすい地域となしてほしい。
- ・選択できる範囲を広げるために障害者雇用を推進している会社の増加や、ニーズに合わせた福祉的就労の情報提供(生活介護、就労B・A)の活性化をし、選択の範囲を広げていくことが課題だと思っています。



## ○災害時の支援

- ・災害時には現場の力が非常に重要になると考えます。現場の力を向上するには日々の訓練ももちろん大切ですが、現場の細部に至るまで、全体の意思やバックアップが届いている状態を作ることが強く希望します。現場の士気をいかに高めるかに力を注いでいただきたいです。
- ・災害発生時の安否確認や避難支援など、地域支援者や関係機関で対応可能な内容をまとめ共有できる取り組みがあると良い。
- ・被災した事業所の対処・対応例と、自治体との協力体制をどのようにはかったか、といった具体的な事例について知りたい。
- ・最後には自助、近助の考え方が大事と思うが、障がい者が災害防災について身近に考えられる機会があった方がよい。サポートする方も学びの場がほしい。被災者へのメンタルケアやソーシャルワークができると思う。

## ○障がいへの理解と交流

- ・もっとたくさんの地域とのかかわりの場面があっても良いと思う。
- ・地域で生活している障がい者並びに当事者の家族が抱える不安・心配事を地域で考える機会や場を設けてほしい。
- ・障がい者との交流、ふれあいの場で、お手伝いできる職員がいる。理解促進についても、お手伝いできるし、知ってもらうことは必要と思う。アウトリーチ支援も必要。
- ・まだまだ障害を持つ方への理解が不十分と感じます。町の広報で、障害を持つ方への理解促進及び、令和6年4月1日から民間事業者にも合理的配慮の法的義務化になるため、様々な情報を載せたページを追加していくのはどうでしょうか。
- ・障がいや、病気の有無にかかわらず、共同で利用・交流できる場所の設置(共生型交流拠点)。障がいや病気のある方が、週末のんびり過ごすことができる居場所やつどいの場所が欲しい。

### (3) 幼稚園・保育所アンケート調査結果

#### 【アンケート調査の概要】

調査対象者: 町内幼稚園、保育所

調査方法: 無記名によるアンケート方式、郵送による調査票の配布・回収

調査期間: 令和5年11月28日(火)～令和5年12月14日(木)

回答率: 67%(4事業所)

#### 【アンケート調査結果の概要】

##### ◆ 障がい児の受け入れ状況等について

○支援障がいのある児童を受け入れるうえで、問題を感じる(た)ことがあるか

「保護者等の障がい(発達障がい等)に対する理解が進んでいない」、「障がい(発達障がい等)の特性を見極めるのが難しい」がそれぞれ3ヶ所と最も多く、次いで「幼稚園教諭・保育士等の確保が難しい」「施設・設備の改善(対応)が難しい」、「保護者等からの情報の入手が難しい」が2ヶ所となっています

##### ◆ 幼稚園・保育所等の状況について

○余市町全体で不足していると思われるサービスや支援

- ・医療機関の不足と充実。ディサービスやショートステイ等の不足。
- ・発達支援センターの常設を希望します。
- ・気軽に相談できる場所や、空間が必要。3歳児から就学前迄の間は特に問題ないが、それまでの間の健診を多く設けることで成長の手助けになると思う。「支援＝発達障害」と思われがちなので、誤解のないようにしてもらうことが必要。

##### ◆ 災害時の協力について

○災害時の利用者(児童)に対して可能な支援

- ・災害時の児童に対する支援について、「安否確認」が4ヶ所と最も多く、次いで「継続支援」が3ヶ所、「避難所への職員等の派遣」が2ヶ所となっています。

◆ 今後の障がい児(者)施策に求めるものについて

○保健・医療

・検診などで早期発見をし、関係機関へ繋げる事や療育機関等の充実をお願いしたい。

・在園児の健診状況でフォローとなった場合は、時差がないように情報の提供をしてもらいたい。

○生活環境の整備

・全ての施設のバリアフリー化、福祉バスやタクシーの利用。

○相談・情報提供

・横の連携を密にとり情報共有や切れ目のない支援、気軽に相談のできる体制づくり。

・障害児(者)の情報提供は密にお願いしたい。

○雇用・就労

・障がい者が安心して就労する事ができる地域企業を増やしていけるような取り組み。

○災害時の支援

・優先的に避難をする事ができる体制を整える。避難先でも、自宅や施設と同等のサービスを受けられるような体制を整える。

○障がいへの理解と交流

・障がい理解と一緒に楽しめるようなイベントを企画し、ふれあいの機会を作る。

・現在はインクルーシブについて積極的に取り入れるようになっていますが、そこが幼少連携の中にひきつぎされていく項目で、つなぎ目のある支援が教育の中に求められると思います。

### ○教育・保育について

・連携の強化、就労の卒業後の情報提供。

・インクルーシブの対応で共存し、生活の中で互いに子ども達同士で支援できる様な指導の充実を図る事が求められると思います。

### ○障がい学習活動について

・年間保育計画の日程と合わせ、参加できる事があれば、子ども達の活動の中に取り入れる事は可能であり、楽しめる活動が計画されれば、推進していきたい。

(4) 養護学校・特別支援学級アンケート調査結果

【アンケート調査の概要】

調査対象者：町内幼稚園、保育所

調査方法：無記名によるアンケート方式、郵送による調査票の配布・回収

調査期間：令和5年11月28日(火)～令和5年12月14日(木)

回答率：71%(5事業所)

◆ 児童・生徒の状況等について

○学校教育の問題や課題

- ・1学級に複数学年の児童がいるため、子ども一人一人に合わせた指導・支援が十分にできない。法令等で定められた教員定数では十分でないため、町での独自支援を拡充してほしい。又は道・国への定数改善の要望をあげてほしい。
- ・1学級の中に複数学年の児童がおり(1年、3年、4年)、細やかな対応が難しい。

○余市町で不足していると思われる教育・福祉サービス

- ・子ども一人一人に合わせた指導・支援を行うために、支援員を増やしてほしい。
- ・連携不足である。困り感を持っている保護者、学校が信頼し、相談や対策の指導ができるサービスが望まれている。
- ・不登校児童・生徒への支援・支援場所。移動支援サービス等の資源が少ないため、利用ができない。ヤングケアラーに対する実態の把握と支援の具体。医療的ケアの支援必要サポート 家庭支援。看護師派遣事業。グループホーム

○災害発生時の対応の課題等

- ・原子力災害時など、校舎外への障がいに配慮した安全な避難方法や保護者への引き渡し方法。洪水や津波災害において、校舎2Fへ児童生徒学校職員全員が避難した場合、過密さの中での地域の避難場所として機能すること。

◆ 今後の障がい児(者)施策に求めるものについて

○保健・医療

・障がいの早期発見、特別支援学校との早期からの連携

○相談・情報提供

・家庭支援が必要な家庭が増えているように思う。役場はどこまでおさえているのか  
疑問に思うことも多い。保健師が中心となっていていろいろな関係機関とつながって  
支援していけるといい。学校としては福祉との連携を一層深めたい。

・家庭(保護者)自体が、要支援であるケースがあります。民生部↔教育委員会↔学校  
の三者連携をさらに密にしていく必要があると思います。

・不登校相談。ケアラー相談、ヤングケアラー相談 要保護児童世帯支援。障がい児・者  
緊急搜索に対する計画

○住まい・住宅の確保

・短期入所、グループホーム

○雇用・就労

・生活介護 移動支援

○災害時の支援

・医療的ケア児などの家庭で非常用バッテリーなどの補助があるとよい

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の基本理念

### 基本理念

すべての人にやさしい地域福祉社会の実現に向け  
“健やかで潤いと安らぎのあるまち”を目指して

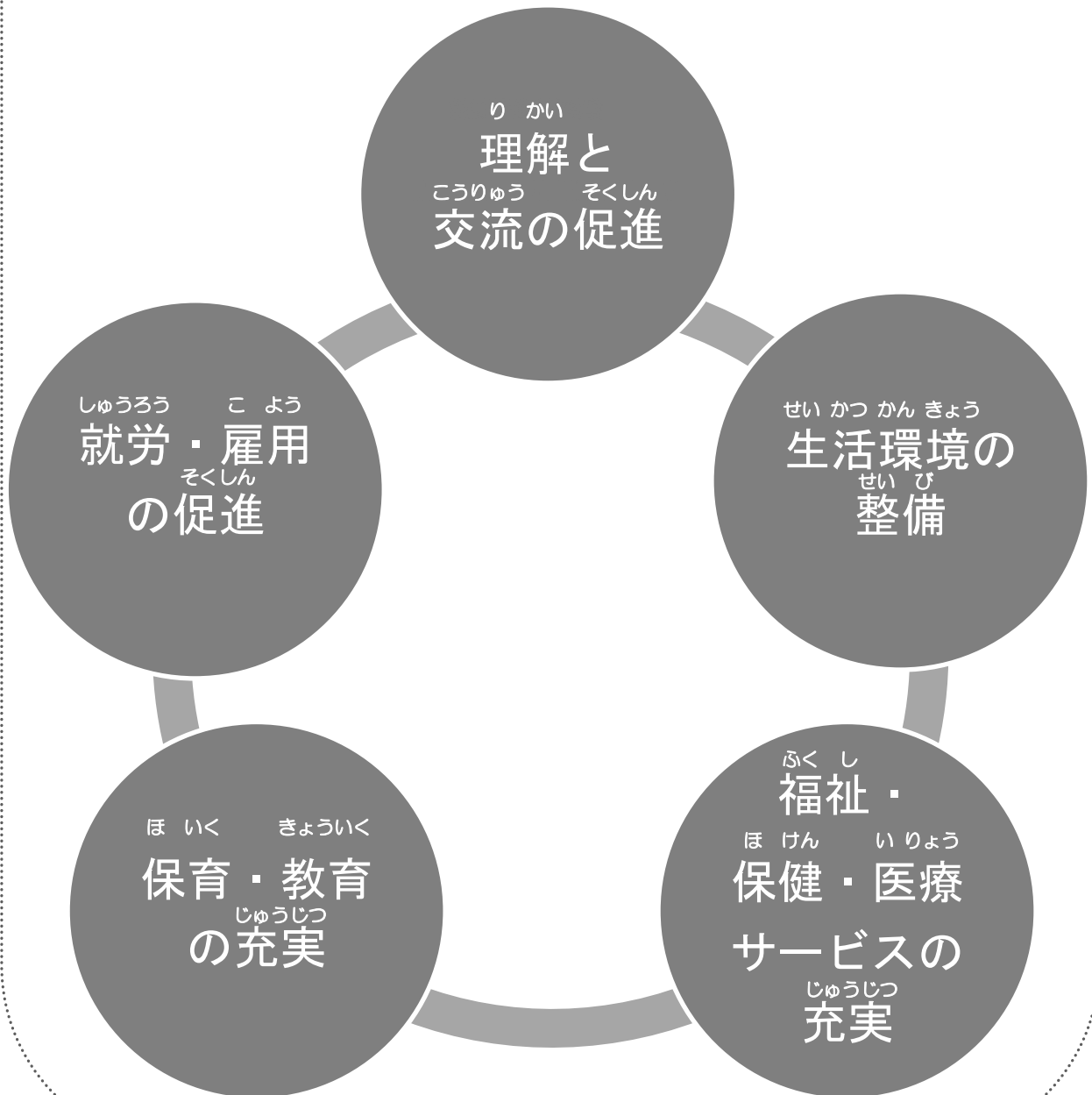
余市町は、障がいのある人もない人も差別することなく、それぞれが地域社会の一員として生活し、活動するという「ノーマライゼーション」の理念のもと、ともに支え合う温かい社会環境の充実と、町民の一人ひとりが福祉の担い手であることを基本とした自主的な活動への支援に努めることを基本としています。

また、障がい者施策における制度の変遷や改革の検討状況を踏まえ、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現をめざし、本計画を策定するものです。

さらに、障がいのある人が、主体的に社会参加ができるよう、在宅の福祉・介護サービスの推進や地域での生活環境の改善対策などに努め、第1期の余市町障がい者計画から掲げてきた『すべての人にやさしい地域福祉社会の実現に向け“健やかで潤いと安らぎのあるまち”を目指して』という基本理念を本計画においても踏襲します。

2 基本目標

すべての人にやさしい地域福祉社会の実現に向け  
“健やかで潤いと安らぎのあるまち”  
を目指して





きほんもくひょう りかい こうりゅう そくしん  
基本目標 1 理解と交流の促進

げんじょう かだい しさく ほうこうせい  
現状と課題～施策の方向性

しょうがいしゃきほんほう しょうがいしゃさべつかいしょうほう もくてき きょうせいしゃかい じつげん ちいき  
障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会を実現するためには、地域  
や職場などにおける 障がいへの理解、差別や偏見の解消のための周知啓発や障がいの  
ある人とない人との交流機会を創出していくことが必要とされています。

しょう ひと しゃかいさんか すす いっぽう しょう ひと たい りかい じゅうばん  
障がいのある人の社会参加が進む一方で、障がいのある人に対する理解はまだ十分  
とは言えない状況であり、特に精神障がい、知的障がい、発達障がい等については障  
がいの特性や必要な配慮に関する理解が進んでいないのが現状です。

アンケート調査では 障がいを理由に差別や嫌な思いを経験したことがあると回答した  
人が約4割となっています。

だれ ちいき さべつ いや おも かん いっそうしょう たい りかい  
誰もが地域で差別や嫌な思いを感じることはないよう、より一層障がいに対する理解  
を深めるとともに、更なる啓発活動等を継続して行っていくことが重要となります。

さらなる「福祉のまちづくり」を推進するためには、子どもから大人まで多くの地域  
住民を対象にした「福祉教育」の充実を図ることも重要です。

ぎょうせい しゃかいふくしきょうぎかい だんたい きぎょう ちいきじゅうみん かきね こ れんけい  
行政、社会福祉協議会、ボランティア団体、企業、地域住民の垣根を超えて連携・  
協力し、一人ひとりが障がいへの理解や認識を深めることができるような取組の推進  
に努め、地域社会全体で障がいのある人を支援する活動を促進していくことが必要で  
す。

《施策の方向》

1 広報・啓発活動の推進	
広報活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「広報よいち」等の媒体を活用し、広報活動の充実と推進を図ります。</li> <li>・サービスに関する情報を整理し、わかりやすい情報提供に努めます。</li> <li>・町ホームページを活用し、いつでもだれでも情報を得られる環境づくりに努めます。</li> </ul>
啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「障がい者週間」（12月3日～12月9日）など、さまざまな機会を通じて、障がいのある人や関係団体と連携しながら、障がいのある人等に対する理解を図るための継続的な啓発活動を推進します。</li> <li>・ボランティア団体やその活動内容の周知に努め、啓発の推進を図ります。</li> <li>・あらゆる人権が尊重される社会づくりを促進するための啓発活動に努めます。</li> <li>・障がいの理解を促進するハンドブックを活用し、相互理解の啓発を推進します。</li> <li>・障がいのある人へ合理的配慮の啓発に努めます。</li> </ul>

2 交流・ふれあいの促進	
交流機会の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種の行事に、障がいのある人もない人も、だれもが参加しやすく交流できるよう努めます。</li> <li>・手帳取得時に各種団体への加入促進を図るなど、交流機会の確保に向け、情報提供に努めます。</li> <li>・障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流ができるよう特別支援学校と地域の小・中・高等学校の児童・生徒の交流を促進します。</li> <li>・福祉施設や学校で行われる各種行事やイベント等を広く町民に周知し、地域との交流を促進します。</li> <li>・各種障がい者スポーツ大会等の情報提供に努めます。</li> </ul>
活動拠点の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人とない人とがふれあいを持てる場の確保に努めます。</li> <li>・啓発や社会参加を目的とした福祉行事が行われる際は、障がいのある人が一人でも多く参加できるように、会場の設備や移動手段について考慮し、検討します。</li> </ul>

\* 合理的配慮：障がいのある方々の人権が障がいのない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるように、それぞれの障害特性や困りごとに合わせておこなわれる配慮のこと。

3 福祉教育の充実	
<p>教育での取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会、学校（教育委員会）、地域との連携により小中学校での福祉教育やボランティア活動の促進に努めます。</li> <li>・小・中・高等学校におけるノーマライゼーション教育推進のための活動を推進します。</li> <li>・学校教育において交流や体験を取り入れた福祉教育を推進します。</li> </ul>
<p>ライフサイクルに応じた福祉教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいに対する理解について、すべての町民が十分な理解と認識を深められるよう、生涯学習等の幅広い場での学習会の積極的活用を努めます。</li> </ul>

4 ボランティアの促進	
<p>ボランティア活動の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会のボランティア団体連絡会を主軸にして、障がいのある人や高齢者、子育て支援のボランティア育成や各種グループの専門性を高めていき、ボランティアの人材やネットワークの拡大に努めます。</li> </ul>
<p>地域福祉活動の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会や地域と連携して、日常生活圏域での住民の自主的な福祉活動への取り組み体制やその活動の充実、支援を図ります。</li> </ul>

5 障がい者団体の育成と連携強化	
<p>障がい者団体の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者団体の自主的活動を支援するとともに、活動の活性化を促進します。</li> <li>・障がい者手帳の交付時に障がい者団体の活動状況を紹介したチラシを配布するなど、障がい者団体への加入促進を支援します。</li> </ul>
<p>ボランティア団体と障がい者団体の連携強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人自身がボランティア活動に参加し、社会活動ができるよう支援します。</li> <li>・社会福祉協議会や地域と協働して、効率的なボランティア活動を行えるよう努めます。</li> </ul>

きほんもくひょう せいかつかんきょう せいび  
基本目標 2 生活環境の整備

げんじょう かだい しさく ほうこうせい  
現状と課題～施策の方向性

しょう 障がいのある人もない人も安全に安心して快適な生活をし、社会参加をしていくためにはバリアフリー化やユニバーサルデザイン化によりすべての人に利用しやすい住宅・建築物・公共交通機関・歩行空間などの整備、改善を推進していく必要があります。

だれ 誰もが住みよいまちづくりを推進していくためには、建築物や道路などハード面の整備にとどまらず、地域住民一人ひとりの理解やサポートも極めて重要なことから、ハード・ソフト両面にわたる「福祉のまちづくり」を今後も推進します。

せいかつ きほん じゅうたくとうす かくほ しょう 生活の基盤となる住宅等住まいの確保について、障がいのある人が地域生活のなかで安心して健やかに自立した生活を継続できるよう日常生活動作に応じた住宅改修等の支援、障がいのある人に対応した公営住宅の確保や優先入居について関係機関等と連絡を取りながら引き続き対策を図ります。

また、アンケート調査では災害時に一人で避難できるかについて6割の方が「できないと思う」と答えています。

きんねん じんたい ひがい およ しぜんさいがいでん かくち ほっせい さいがいはっせいじ ひなんこうどう 近年、甚大な被害を及ぼす自然災害等が各地で発生しており、災害発生時に避難行動に支援が必要な人に対して、地域住民が協力して助け合う仕組みや障がいのある人へ必要な情報の伝達や避難誘導等の支援体制を整えていくことが必要となります。

ちいき かんけいきかんどう じょうほうきょうゆう つうじょうじ ちいき 地域、関係機関等との情報共有だけでなく、通常時から地域におけるコミュニケーションを促し、日頃からの付き合いを深めることも重要となります。

《施策の方向》

1 公共的施設等の整備	
バリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等の整備基準に基づき、民間業者の理解と協力を得て、公共的建築物、道路、公園、公共交通機関等の都市施設の整備を促進するとともに、既存の施設等の改修等を促進します。</li> <li>・行政、民間企業、町民が一体となって福祉のまちづくりを進めます。</li> </ul>
交通手段の確保と環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的な社会参加や生活上不可欠な移動のための手段を確保する観点から、行政、ボランティア、民間事業所等が連携を図ってサービスの充実に努めます。</li> <li>・「低床式バス」や「乗降しやすいタクシー」の導入など、事業者等の協力を得ながら、障がいのある人が安全で自由に移動できる交通環境設備の充実に努めます。</li> <li>・障がいのある人の移動支援としての運賃等の割引制度について周知を図り、利用促進に努めます。</li> <li>・余市循環線（公共交通バス）の利用の周知・促進に努めます。</li> </ul>
2 住環境の向上	
住み良い住宅環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「手すりの取り付け」や「段差解消」等の助成制度について他制度との連携を図りながら、その周知を図り、障がいのある人の自立した生活が可能となるよう努めます。</li> </ul>
住み良い公営住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人のための住宅の確保は、在宅福祉施策を進めるうえでの基盤となるものであり、障がいのある人の賃貸住宅入居の支援の検討や様々な障がい特性に配慮した住環境整備に努めます。</li> </ul>
3 住み良い生活環境の整備	
地域での防災体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に関して地域の自主防災組織等の取り組みを推進します。</li> <li>・万一の災害時に備え、日頃から民生委員等と連携を図り、支援を要する障がいのある人等の把握に努め、緊急連絡体制や避難体制の確立とともに防災知識の普及・啓発に努めます。</li> </ul>

基本目標 3 福祉・保健・医療サービスの充実

現状と課題～施策の方向性

アンケート調査では、悩みや困りごとの相談相手として「家族・親戚」が最も多く、次いで「福祉施設や作業所の職員」となっています。

地域で暮らす障がいのある人が安心して生活できるよう、多様な相談・要望に対応する体制の確立が必要です。行政、地域の協議会、地域包括支援センター等の関係機関各所と連携を強化し支援していきます。

今後も、障がいのある人が住み慣れた地域で自立、または家族とともに安心、安定した社会生活を送り続けるための環境づくりを進め、必要に応じた支援をしていくことが重要です。障がいのある人が個々のニーズや環境に応じた福祉サービスを受けられるよう、情報の提供や適切な相談を受けることができる体制の整備を引き続き行っていく予定です。

各種健康診査の実施により、生活習慣病等による障がいの予防や児童の発育・発達の遅れ、偏りの早期発見、早期療育に今後も取り組みます。

近年の社会構造の変化に伴うストレス等を原因とした心の病が問題になるなど、疾病が多様化、複雑化しています。

精神保健福祉施策については、精神障がいに対する地域住民の理解を一層深めるとともに、様々な障がい特性に応じたりハビリテーションを地域の福祉、保健、医療機関等との連携のもと継続的に提供し、地域での自立した生活支援の充実を図ります。

《施策の方向》

1 相談支援体制の充実	
相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域で自立した日常生活や社会生活を営むために、必要となる情報の提供や福祉サービスの利用支援、虐待防止に対する支援など、適切な相談助言ができるよう総合的な相談支援体制を確立します。</li> <li>相談支援等を充実させるため、基幹相談支援センターの更なる整備に努めます。</li> </ul>
相談支援機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な相談要望に対応するため、行政と地域の協議会（北後志地域自立支援協議会）の相談機能と、地域やボランティアによる支援の窓口となる社会福祉協議会の相談機能との効果的な連携を図っていくとともに、民生委員・児童委員等との連携をより強化します。</li> <li>障がいのある高齢者への迅速なサービス調整が行えるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センター等との連携を図ります。</li> </ul>

2 在宅福祉サービスの充実	
在宅福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における生活支援のため、介護給付、訓練等給付、補装具など自立支援給付の充実および自立支援医療や地域生活支援事業の推進を図ります。</li> <li>必要とする福祉サービスをより効果的かつ総合的に提供するため、関係機関と連携を図り、供給できる体制や人材の確保に努めます。</li> <li>医療的ケアのニーズを有する障がいのある人が日中活動に参加することで、家族が一時的な休息や息抜き（レスパイト）ができるよう、地域の支援体制の充実に向けた取り組みを推進します。</li> <li>「障害者総合支援法」についての仕組みや内容の周知を図り、制度が効果的かつ効率的に推進されるようさらに普及に努めます。</li> <li>グループホーム等から居宅生活への移行が円滑に進むよう関係機関と連携し検討を進めます。</li> </ul>
介護保険との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度の保険給付に加え、さらにサービスを必要とする障がいのある高齢者に対し、引き続き適切なサービスの提供に努めます。</li> </ul>

3 福祉施設の充実	
福祉施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で自立した生活を送るために必要なグループホーム等の施設を整備するための方策を、国・道と協議しながら社会福祉法人等による整備の支援を検討します。</li> </ul>
受け入れ体制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所施設およびサービス事業所と連携し、受け入れ体制の充実に努めます。</li> </ul>

4 障がいの発生予防と早期発見・早期治療の確立	
障がいの発生予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出生時、幼年期、青年期、壮年期、中年期、高齢期までのそれぞれのライフサイクルに対応する一貫した保健支援体制を一層充実します。</li> <li>・精神保健対策としては、関係機関等と連携を図り、訪問指導や保健相談等をきめ細かく実施します。</li> <li>・健康診査の受診率の向上を図り、生活習慣病予防や早期発見に努めるとともに、早期治療により生活習慣病等による障がいの予防、軽減化を図ります。また、生活習慣病の発症予防のための健康教育の充実を図ります。</li> <li>・妊婦健康診査を充実し、安心・安全な出産ができるよう支援します。</li> <li>・妊娠から出産後の保健指導および健康診査を通じて、妊産婦の健康維持に努めます。</li> </ul>
早期発見体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所、医療機関、児童相談所等の関係機関との連携を図り、健康診査後の事後指導、相談体制などの充実を図ります。</li> <li>・発育・発達の遅れや偏りを可能な限り早期に発見するための乳児健康診査など、母子保健活動の充実に努めます。</li> </ul>
相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいに応じた各種サービスや医療・保健、早期支援が行われるよう各関係機関との連携を図るため、地域の協議会（北後志地域自立支援協議会）を活用するとともに一貫した相談支援体制の整備充実に努めます。</li> <li>・相談内容に応じた適切な助言を受けることができるよう、より充実した相談支援まどぐち せいび つと 窓口の整備に努めます。</li> </ul>



いりょう じゅうじつ 5 リハビリテーションと医療の充実	
リハビリテーション 体制の充実	<p>ほけん いりょう ふくし かんけいきかん れんけい きゅうせい きちりょうご ・保健・医療・福祉の関係機関が連携し、急性期治療後のリハビリテーションから ちいき 地域のリハビリテーションまで切れ目のない一貫した体制の確保ができるよう支援 します。</p> <p>けんこう せいかつ きのうかいふく しょう しんこうぼうし はか ・健康に生活するためには、機能回復や障がいの進行防止を図るリハビリテーショ すいしん ひつよう きたしりべしほ しつうえん た ンの推進が必要なため、北後志母子通園センターおよびその他リハビリテーショ しせつ せいしんてき ささ しゃかいてき しえんたいせい じゅうじつ はか 施設において精神的な支えと社会的な支援体制の充実を図ります。</p> <p>かいごしゃ ふたんけいげん はか かいごほうほう しどう こうえんかい かいさい けんとう ・介護者の負担軽減を図るため、介護方法の指導、講演会の開催を検討しま す。</p>
いりょうたいせい じゅうじつ 医療体制の充実	<p>にちじょう けんこうかんり すいしん ほけん いりょう ふくしたいせい じゅうじつ はか ・日常の健康管理を推進していくために、保健、医療、福祉体制の充実を図りま いりょうかんけいきかん れんけい いっそうきょうか いりょうたいせい せいび す。また、医療関係機関との連携を一層強化して医療体制を整備します。</p>

基本目標 4 保育・教育の充実

現状と課題～施策の方向性

障がいのある子どもがその持てる能力や可能性を最大限に伸ばしていくためには、一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな教育を行っていくとともに、行政の保健・福祉・教育部門、学校、医療機関等が連携し、障がいの発見から一貫した支援が行える体制づくりが必要です。

乳幼児期、学齢期においては、保護者が子どもの幼稚園や学校等の就園・就学について思い悩むことは少なくありません。保育・教育における悩みや進路、将来に関する不安について、必要なときに適切な相談が受けられる体制づくりの充実が必要です。また、アンケート調査の結果では、余市町の福祉施策に充実を求めることとして、「障がいの特性を理解し、子どもの可能性を伸ばすような教育を進めること」と回答した方が多く、児童・生徒の持っている能力や可能性を引き出し、将来自立した生活が送れるよう、一人ひとりの特性・発達段階に応じた療育・保育・教育等のトータルな支援が必要です。さらには、指導等に当たる職員の確保と専門研修の実施等も重要です。

そして、「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒がお互いに交流を深め、共に学ぶインクルーシブ教育\*の充実も求められます。

さらに、障がいのある人が生涯を通じて自立した生活を営むためには、芸術や文化、スポーツ活動など社会参加の機会を持つことは大変重要です。障がいのある人の生活の質の向上や自分らしい暮らしを営むことに繋がるとともに、活動を通じて地域の人との交流や障がいのある人に対する理解の促進にもつながります。そのためには、各ライフサイクルに応じた生涯学習の機会と提供体制の充実が必要です。

\* インクルーシブ教育…障害の有無で子どもを区別せず、同じ場所で一緒に学ぶ教育のこと

し さ く ほうこう  
《施策の方向》

1 ほ いく かんきょう こうじょう 保育環境の向上	
はつたつしえんたいせい 発達支援体制の せいび 整備	ほ けん じょ いりようきかん じ どうそうだんじょうとかんけいきかん れんけい きたしりべしほ し つうえん ・保健所、医療機関、児童相談所等関係機関との連携のもと、北後志母子通園 ちゆうしん はつたつしえんたいせい じゅうじつ はか センターを中心とした発達支援体制の充実を図ります。
しょう じ ほいくとう 障がい児保育等の じゅうじつ 充実	しょう こ にゅうしょ しょう とくせい おう しせつ せいび しょういん ・障がいのある子どもの入所について、障がいの特性に応じた施設の整備や職員 はいち ほいくかんきょう じゅうじつ つと 配置など保育環境の充実に努めます。 ほいくじょ ようちえん きたしりべしほしつうえん じ どうはつたつしえんじぎょうじょう れんけい ・保育所、幼稚園、北後志母子通園センター、児童発達支援事業所等との連携 はか ほいく りょういく じゅうじつ はか を図り、保育および療育の充実を図ります。
はつたつしえん しゅうがくそうだん 発達支援・就学相談の じゅうじつ 充実	しょう はつたつ しんぱい こ はつたつ あ てきせつ はつたつしえん ・障がいのあるおよび発達に心配のある子どもの発達に合わせた適切な発達支援 きょういく かんけいきかん れんけい そうだん しえん じゅうじつ つと や教育について、関係機関との連携による相談・支援の充実に努めます。 しゅうがく ほんにん ほ ごしやとう たい じゅうぶんじょうほうていきょう いけん さい ・就学にあたって、本人・保護者等に対し十分情報提供をしながら、その意見を最 だいげんそんちょう きょういくてき ひつよう しえん かんけいきかん れんけい はか そう き 大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援について関係機関と連携を図り、早期 きょういくそうだん しえん じゅうじつ つと からの教育相談・支援の充実に努めます。
ほいく きょういく かが 保育・教育に関わる じんざい いくせい しどう 人材の育成・指導	しょう こ こ しぜん そうごりかい ほいく きょういく すいしん ・障がいのある子どもとない子どもが、自然に相互理解できる保育・教育を推進する ようじ ほいく きょういく ひと けんしゅうとう おこな しどうりやく こうじょう はか ため、幼児の保育・教育にかかわる人に研修等を行い指導力の向上を図るととも つうじょうほ いく きょういくかんきょう なか ほじょてき しょういんはいち けんとう すず もんだい に、通常保育・教育環境の中への補助的な職員配置の検討を進め、問題を せんもんてき かんきょう せいび つと 専門的にサポートできる環境の整備に努めます。

2 <small>がっこうきょういく こうじょう</small> 学校教育の向上	
<p><small>とくべつしえんきょういく</small> 特別支援教育の <small>じゅうじつ</small> 充実</p>	<p><small>しょう はったつ しんぱい こ てきせつ かんきょう なか きょういく う</small> ・障がいのあるおよび発達に心配のある子どもが適切な環境の中で教育が受けられるように、学校施設、教材、教具の整備を一人ひとりの状態に合わせて推進します。</p> <p><small>しょう じどう せいと しょう じどう せいと たが りかい ふか とも</small> ・障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒がお互いに理解を深め、共に学ぶインクルーシブ教育の推進に努めます。教育内容の充実に向けて、教職員研修、小中一貫した教育の推進を図ります。</p> <p><small>ひとり のうりよく てきせい おう てきせつ しんろ ほしょう きょういく いんかい</small> ・一人ひとりの能力や適性に応じた適切な進路が保障されるよう、教育委員会・学校・福祉機関等が連携し、進路指導の充実を図ります。</p>
<p><small>きょういく かが じんざい</small> 教育に関わる人材の <small>いくせい しどう</small> 育成・指導</p>	<p><small>しょう こ こ しぜん そうごりかい きょういく すいしん</small> ・障がいのある子どもとない子どもとが、自然に相互理解できる教育を推進するため、児童・生徒の教育に係る人に研修等を行い指導力の向上を図るとともに、 <small>じどう せいと きょういく かが ひと けんしゅうとう おこな しどうりよく こうじょう ほか</small> 通常教育環境の中への補助的な教職員配置を検討し、問題を専門的にサポートできる環境の整備に努めます。</p>
<p><small>ふとうこうじどう しえん</small> 不登校児童への支援</p>	<p><small>ふとうこう こ はったつしょう しんぱい こ かんけい</small> ・不登校の子どもの中には、発達障がいなどの心配のある子どももいるため、関係 <small>きかん れんけい そうだんしえんとう けんどう すず</small> 機関が連携した相談支援等の検討を進めます。</p>

3 <small>しょうがいがくしゅう じゅうじつ</small> 生涯学習の充実	
<p><small>しょうがいがくしゅう すいしん</small> 生涯学習の推進</p>	<p><small>おの じどう がくしゅう ぶん かつどう そくしん たよう がくしゅうかつどう</small> ・ニーズに応じた学習、文化、スポーツ活動を促進するため、多様な学習活動に参加できる機会の提供を図ります。</p> <p><small>さんか きかい ていきょう ほか</small> ・参加を促進するため、福祉団体を通じ、支援体制等の説明を加えるなど、情報 <small>さんか そくしん ふくしだんたい つう しえんたいせいとう せつめい くわ じょうほう</small> を入手しやすい環境を整えます。</p>
<p><small>しどうしゃ しえん</small> 指導者や支援 <small>いくせい</small> ボランティアの育成</p>	<p><small>かつどう しえん しどうしゃ ようせい かくほ つと</small> ・スポーツ・レクリエーション活動を支援するため、指導者の養成と確保に努めます。</p> <p><small>しゃかいさんか そくしん しゅわつうやくしゃ そうげい しえん ほんとう</small> ・社会参加を促進していくため、手話通訳者、送迎など支援ボランティアの派遣等 <small>おこな かんけいきかん れんけい すず</small> が行えるよう、関係機関との連携を進めます。</p> <p><small>せいかつ しつ たか よ かつどう せつきよくてき さんか かくしゅだんたい</small> ・生活の質を高める余暇活動に積極的に参加できるよう、各種団体サークルへの <small>はたら おこな</small> 働きかけを行います。</p>

基本目標5 就労・雇用の促進

現状と課題～施策の方向性

アンケート調査の結果では、仕事をしていない障がい者のうち、約2割の方が仕事をしたいと回答しており、また、仕事をしていない理由として、「通勤がむずかしい」、「希望する仕事につけない、就職先がない」と回答しています。

働く意欲のある障がい者が、その適性に応じて能力を発揮することができる雇用の場に就き、社会とのつながりや経済的な安定、誇りを持って生活を送ることができる社会が求められます。

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を営むうえで、就労時、就労後等のライフステージにおいて適切な支援が必要とされ、職場への定着を含めて障がいのある人の一般就労を促進するためには、企業・雇用主にも就業に対する理解と啓発の促進に努めることがより重要となります。

「障害者総合支援法」においても、障がいのある人の自立した生活を促進することを目的に、就労・雇用の促進を重点項目のひとつとして掲げており、2022年10月の障害者総合支援法の改正では、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」が新たに創設されています。

職場への定着を含めて障がいのある人の一般就労を促進するためには、雇用する側の企業や職場での理解と協力が不可欠です。教育機関、ハローワーク、企業、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関が連携を図りながら、障がい者雇用の理解促進を図り、就労機会の拡大や受け入れ態勢を整えていくとともに、障がいの特性に応じた職業能力の開発や職場適応のための訓練など一貫して行える就労支援体制の充実が必要です。

また、一般企業等で働くことが困難な人に対し、日常生活および福祉的就労の場を確保し、福祉分野と雇用分野が協力していく必要があります。

《施策の方向》

1 雇用の促進	
雇用への理解・促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、道や関係機関と連携して、障がいのある人の社会的自立と社会参加を促進していくため、町内事業所等へ一般就労ができるよう雇用の拡大を要請していくとともに、職業相談や各種助成制度等の周知を図るなど啓発活動を推進します。</li> <li>・重度の障がいのある人の雇用の促進にあたっては、短時間勤務、在宅就労等の多様な勤務形態の普及を企業等に働きかけます。</li> </ul>
一般就労への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワークや障がい者就業・生活支援センター等の関係機関との連携および障がい者の一般就労促進のための啓発に努めます。</li> <li>・障がいのある人を雇用する事業主に対して、雇用の前後を通じて障がいの特性を踏まえた直接的・専門的な援助を行うために有効なジョブコーチ*の制度の理解促進や周知に努めます。また、障がいのある人および事業主に対して、短期間の雇用を通じて相互に適性を判断した後に雇用に至る、障がい者トライアル雇用*制度の活用に関する情報提供を行い、就労体験機会の拡大に努めます。</li> </ul>
一般就労後の定着への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人の就労に伴う環境の変化により生活面で生じた課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うことで就労定着を図れる体制づくりを行います。</li> </ul>
2 福祉的就労の促進	
福祉的就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援および就労継続支援（A型・B型）事業所における受注促進や利用者の工賃向上等の取り組みへの支援に努めます。</li> </ul>

\* ジョブコーチ：障がいのある人が職場の習慣や人間関係に適応し働いていくため、作業工程の工夫、作業指導の方法等を助言するとともに、通勤時や就労時等のサポートをする。

\* 障がい者トライアル雇用：有給の有期契約による試行雇用。この期間に企業は適性を見極めるとともに、障がいのある人も仕事や職場について知ることができるため、双方にとってメリットがあり、障がいのある人の雇を促進することができる。

# 第4章 障がい者サービスの実施目標

## (障がい福祉計画・障がい児福祉計画)

### 1 基本的な考え方（目指す目標）

平成25年4月、地域社会における共生の実現に向けて、障がい者サービスの充実、障がいのある人の日常生活および社会生活を総合的に支援することを目的とし、「障害者総合支援法」が施行されました。利用者自らがサービスを選択するという意識が高まり、福祉施設においても、地域生活への移行を希望する施設入所者に対する支援に向けた取り組みがさらに進められてきております。これらのほか、地域における生活の維持および継続の推進、就労定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取り組み、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、発達障がい者支援の一層の充実に取り組みながら、障がいのある人自身の高齢化や重度化にも目を向け、引き続き『希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり』を目指し、障がいのある人の一歩を踏まえた暮らしの実現や、意欲や能力（適性）に応じた活動が保障される社会づくりを推進するため、地域生活への移行や就労支援の充実、相談支援の連携強化、ならびに障がい福祉サービス等の提供体制を計画的に確保していくものであります。

## 2 令和8年度の目標値

障がい福祉において必要なサービスの見込み量について、国の基本指針や「ほっかいどう障がい福祉プラン」に掲げる目標値等を基本に、余市町における各種サービス等の利用実績を踏まえて次の事項について目標値を設定します。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行目標

国の基本指針では、令和8年度末において、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行すること、また令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末の施設入所者数から5%以上削減することを目標としています。

「ほっかいどう障がい福祉プラン」では、令和8年度の道内の福祉施設からの地域生活移行者数の目標値は令和5年3月末の施設入所者数の約2.5%を目標値として設定しています。また、施設入所者の減少見込数の目標値については、令和5年3月末の施設入所者数の約3.7%を目標値として設定しています。

項目	数値	備考
施設入所者数・・・(A)	40人	令和5年3月末現在の施設入所者数
令和8年度末までの地域生活移行者数	1人以上	(A)×2.5%
令和8年度末の施設入所者減少見込数	1人以上	(A)×3.7%



(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標

「ほっかいどう障がい福祉プラン」では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を  
 目指すため、入院後3か月時点、6か月時点と1年時点の退院率及び精神科病床におけ  
 る65歳以上及び65歳未満の長期入院患者数について、国の基本指針に基づき設定し  
 ています。

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標】

項目	R8目標値	備考
入院後3か月時点の退院率	68.9%	令和8年度(2026年度)における入院後3か月時点の退院率(R1の退院率62.2%)
入院後6か月時点の退院率	84.5%	令和8年度(2026年度)における入院後6か月時点の退院率(R1の退院率77.1%)
入院後1年時点の退院率	91.0%	令和8年度(2026年度)における入院後1年時点の退院率(R1の退院率85.2%)
精神病床から退院後の1年以内の地域における平均生活日数(地域平均生活日数)	330.1日以上	令和8年度(2026年度)の退院者における退院後1年時点の地域での平均生活日数(R1の地域平均生活日数330.1日)
精神病床における65歳以上及び65歳未満の入院1年以上の長期入院患者数	65歳以上 5,304人以下 (現状以下) 65歳未満 2,514人以下 (現状以下)	令和8年度(2026年度)末時点における入院後1年以上の65歳以上及び65歳未満の患者数 (R4の長期入院患者数) 65歳以上 6,786人 65歳未満 2,848人
保健・医療、福祉関係者による協議の場の設置	圏域 21か所 市町村 179か所	各障がい保健福祉圏域及び各市町村に設置

(3) 地域生活支援拠点等の整備目標

「地域生活支援拠点等」とは、障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人や障がいのある子どもの地域生活を支援する体制(相談支援、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門性の確保、地域の体制づくり)を切れ目なく提供する拠点やネットワークのことであります。

「地域生活支援拠点等」は、すべての市町村(複数市町村による共同整備を含む)に整備することを目標としています。

【地域生活支援拠点の整備目標】

項目	R8目標値	備考
地域生活拠点等	1か所	

(4) 就労支援に関する目標

「ほっかいどう障がい福祉プラン」では、就労系事業所から一般就労への年間移行者数について、国の基本指針に基づき1,335人(令和3年度(2021年度)実績1,043人の1.28倍)を目標値として設定しています。

項目	数値	備考
年間一般就労者数	0人	令和3年度において就労移行支援事業を通じて、一般就労した者の数
	2人	令和8年度中に一般就労する者の数

各事業所から一般就労への移行等

「ほっかいどう障がい福祉プラン」では令和8年度(2026年度)中に一般就労へ移行する者については、国の基本指針に基づき、就労移行支援事業 774人(令和3年度(2021年度)実績(591人)の1.31倍)、就労継続支援A型事業 238人(令和3年度(2021年度)実績の1.29倍)、就労継続支援B型事業 (令和3年度(2021年度)実績の1.28倍)を目標値として設定しています。

項目	数値	備考
就労移行支援事業利用者	6人 【目標値】8人	令和3年度の実績 令和8年度末において就労移行支援事業を利用する方の数(令和3年度の実績の1.31倍以上)
就労継続支援A型の一般就労への移行者数	3人 【目標値】12人	令和3年度の実績 令和8年度末において就労継続支援A型を利用する方の数(令和3年度の実績の1.29倍以上)
就労継続支援B型の一般就労への移行者数	91人 【目標値】117人	令和3年度の実績 令和8年度末において就労継続支援B型を利用する方の数(令和3年度の実績の1.28倍以上)

就労定着支援に関する目標

「ほっかいどう障がい福祉プラン」では、就労支援事業所については、就労支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とします。

就労定着支援事業の利用者数については、国の基本指針に基づき、令和3年度(2021年度)の利用実績788人の1.41倍以上を目標値として設定しています。

また、就労定着率については、国の基本指針に基づき、事業所全体のうち就労定着率が7割以上の事業所が2割5分以上となるよう目標を設定しています。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備目標

国の指針では、障がい児支援の提供体制の整備について下記の目標に掲げています。

- 「1. 令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村もしくは圏域に少なくとも1カ所設置することを基本とする」
- 「2. 児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築すること」
- 「3. 令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所確保すること」
- 「4. 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、市町村もしくは圏域ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置」

「ほっかいどう障がい福祉プラン」では、児童発達支援センターの設置数、保育所等訪問支援事業所数、主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援事業及び放課後等デイサービスについては、設置する区域を21の障がい保健福祉圏域とし1か所以上設置することを基本とします。

なお、児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所については、できる限り身近な地域で支援を受けられるよう、利便性に配慮するとともに、職員が訪問支援をするための移動距離等を考慮の上、整備を進めることとしています。

医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場については、令和8年の目標値として21の障がい保健福祉圏域に、令和11年の目標値として市町村において設置することを基本とし、地域における医療的ケア児等に対する支援の総合調整を行う医療的ケア児等コーディネーターについても令和11年の目標値として市町村において配置することを基本としています。

【障がい児支援の提供体制の整備目標】

項目		数値	備考
児童発達支援センターの設置等	(実績)	0箇所	令和3(2021)年度の実績
	【目標値】	1箇所	後志圏域内に1か所
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	(実績)	無	令和3(2021)年度の実績
	【目標値】	あり	後志圏域内に1か所
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	(実績)	無	令和3(2021)年度の実績
	【目標値】	あり	後志圏域内に1か所

(6) 障がい児通所支援サービスの整備目標

① 児童発達支援

療育指導が必要と判断された児童を対象に、日常生活における基本的な動作を習得し、集団生活に適応できるよう、児童の身体および精神の状況や環境に応じた適切な訓練を行います。

② 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、機能訓練または医療的管理下での支援が必要な障がいのある子どもを対象に、知識や技能の付与等の訓練および治療を行います。

③ 放課後等デイサービス

在学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

④ 保育所等訪問支援

事業所の専門的スタッフが保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がいのある子どもや保育所のスタッフに対し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

⑤ 居宅訪問型児童発達

外出することが困難な重度障がいのある子ども等の居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与等を提供します。

【サービス実績と見込量】

区分	第6期 [実績値]						第7期 [計画値]					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人	日/月	人	日/月	人	日/月	人	日/月	人	日/月	人	日/月
児童発達支援	28	163	23	132	19	86	21	100	22	120	22	130
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
放課後等デイサービス	63	590	71	601	74	625	74	650	75	660	75	660
保育所等訪問支援	1	1	1	3	1	2	1	4	1	5	1	5
居宅訪問型児童発達支援	0	0	1	5	1	4	1	5	1	5	1	6

※令和5年度は見込値

⑥ 障がい児相談支援

障がい児相談支援とは、障がいのある子どもが、障がい児通所支援サービスを利用するために必要な「障害児支援利用計画」の作成、および支給決定後の障害児支援利用計画の評価・見直し(モニタリング)を行います。

【サービス実績と見込量】

区分	第6期 [実績値]			第7期 [計画値]		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児相談支援(人)	60	61	58	60	61	61

※令和5年度は見込値

(7) 差別の解消、権利擁護の推進および虐待の防止

障がいのある人への差別や虐待を禁止し、暮らしづらさを解消するとともに、障がいのある人が障がいのない人と同等の日常生活を営むことができるようにするために、必要な配慮(合理的配慮)に努め、障がいのある人の自己決定や選択を尊重し、不当な扱い等を受けることがないよう、支援することが必要です。

○ 差別等を解消するための取組の推進

- ・地域における差別解消に向けた取り組みを円滑に行うため、関係機関によるネットワークづくりを進め、必要な情報交換や取り組みを一層進めてまいります。
- ・権利擁護や暮らしづらさの解消などについて関係機関が協議し、課題を解決するという機能が十分発揮できるよう協議していきます。
- ・余市町障がい者虐待防止センターにおいて、適切な事実確認や成年後見制度等を利用した養護者支援等が図られるよう支援します。

(8) 共生による地域の体制づくりの推進

障がいのある人、高齢者、地域住民などが共に支え合いながら暮らすことができる共生型の地域づくりを支援するとともに、各種サービスを安心して利用できるよう安全の確保を図りながら、障がいのある人が必要な支援を受けられる地域の体制づくりを推進します。

(9) 人材の養成・定着

障がい福祉サービス等の提供にあたり基本となるのは人材であり、サービス利用の際の相談や計画策定を担う相談支援専門員やサービス提供に係る責任者等の養成や、サービス提供に直接必要な担い手の確保・定着を含め、求められる人材を質・量ともに確保し、職場への定着支援することが必要です。

○ 人材の養成・定着

- ・利用者に適切なサービスが提供されるよう、障害支援区分認定関係者と相互の連携を図り、資質の向上に努めます。

## 第4章 障がい者サービスの実施目標

- 直接的なサービス提供の担い手となる訪問系サービス従事者(居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護)の地域での養成・職場への定着支援に努めます。
- 障がいのある人の健康な生活を支援するため、保健医療関係職員の養成・確保が必要となることから、有資格未就業者など潜在している多様な人材の有効活用等に努めます。
- 周囲とのコミュニケーションが困難な人の日常生活を支援するため、コミュニケーション確保に必要な手話通訳者等の研修を実施し養成に努めます。

### (10) 相談支援体制の充実・強化等に関する目標

「ほっかいどう障がい福祉プラン」では、地域における総合相談や専門相談の役割を担う基幹相談支援センターについては、すべての市町村に設置することを目標としています。また、設置・運営等について、市町村へ支援を行うとともに、地域において障がい者相談支援に関する指導的役割を担う主任相談支援専門員を計画的に養成するとしています。

#### 【基幹相談支援センターの設置目標】

項目	数値	備考
基幹相談支援センターの設置	1箇所	令和8年度

### (11) 障害福祉サービス等の質の向上

「ほっかいどう障がい福祉プラン」では、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその成果を関係自治体と共有する体制を継続するとしています。

障害福祉サービス等の質の向上を行っていくための取組として、北海道等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への職員の参加を促進します。

#### 【研修への参加目標】

項目	数値	備考
障害福祉サービス等に係る研修への職員参加人数	1人	令和8年度



### 3 障がい福祉サービスの見込量

訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスのそれぞれについて、第5期の実績と現在の利用者数を踏まえ、障がいのある人の利用意向、サービス提供事業者の状況等を勘案した上で必要なサービス量を見込んでいます。

#### (1) 訪問系サービス

サービス名	内 容
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、掃除等の家事援助、または通院の際の介助を行います。
重度訪問介護	重度の障がいのある人であって常時介護を要する人に対して、入浴や排せつ、食事など生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。
同行援護	移動に著しい困難のある視覚障がい者の外出時に同行し、視覚的情報支援や移動の援護、その他の介護を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出の際の移動中における介護を行います。
重度障害者等包括支援	意思の疎通が著しく困難で、常時介護を要する障害支援区分6の障がい者等であって、その介護の必要度が著しく高い方に障がい福祉サービスによる援護を包括的に行います。

サービスの実績と見込量		第6期 【実績値】			第7期 【計画値】		
区分		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
・ <b>居宅介護</b> ・ <b>重度訪問介護</b> ・ <b>同行援護</b> ・ <b>行動援護</b> ・ <b>重度障害者等</b> ・ <b>包括支援</b>	人	71	73	72	72	73	73
	時間/月	478	378	375	400	410	420

※令和5年度は見込値

にっちゅうかつどうけい  
(2) 日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	常時介護が必要な障がいのある人に、主として昼間、施設や事業所等で入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作・生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、身体機能または生活能力の向上のため必要な訓練を行います。
宿泊型自立訓練	地域移行に向けて、一定期間居住の場を提供し帰宅後における生活能力等の維持向上のための訓練を行います。
就労移行支援	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、企業等への雇用、または在宅就労等が見込まれる人を対象に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識および能力の向上のための訓練をおこないます。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な障がいのある人に就労の機会の提供や知識および能力の向上のために必要な訓練を行い、就労に向けた支援を行います。雇用契約に基づき就労や生産活動の機会を提供するサービスがA型で、雇用契約は締結せずに就労や生産活動の機会を提供するサービスがB型です。

サービス名	内 容
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいがある人に、就労に伴い生じている生活面の課題について、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
療養介護	医療機関で機能訓練や療養にかかわる介護、日常生活の世話をを行います。
短期入所	居宅で介護する人が病気等の理由で、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、夜間も含め施設での入浴、排泄、食事等の介護を行います。

サービスの実績と見込量		第6期 【実績値】			第7期 【計画値】		
区 分		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
		生活介護	人	75	77	77	77
	時間/月	1,473	1,476	1,506	1,510	1,520	1,520
自立訓練 (機能訓練)	人	0	0	0	0	1	1
	時間/月	0	0	0	0	20	22
自立訓練 (生活訓練)	人	2	2	2	2	2	2
	時間/月	26	26	25	30	30	30
宿泊型自立訓練	人	3	3	2	3	3	3
	時間/月	89	86	60	90	90	90
就労移行支援	人	6	5	2	7	8	8
	時間/月	94	78	24	80	90	90
就労継続支援 (A型)	人	3	4	9	10	11	12
	時間/月	45	66	167	200	220	240
就労継続支援 (B型)	人	91	93	96	105	110	117
	時間/月	1,536	1,575	1,695	1,890	1,980	2,100

※令和5年度は見込値

サービスの実績と見込量		第6期 【実績値】			第7期 【計画値】		
区分		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
就労定着支援	人	2	1	2	3	3	3
	時間/月	5	3	2	12	14	15
療養介護	人	11	11	12	12	12	12
短期入所(福祉型)	人	3	4	7	6	5	5
	時間/月	40	46	57	52	50	50
短期入所(医療型)	人	1	0	1	1	1	1
	時間/月	7	0	2	10	10	10

※令和5年度は見込値

きよじゆうけい  
(3) 居住系サービス

サービス名	内容
自立生活援助	施設やグループホームを利用していた障がいのある人で一人暮らしをする方に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないかなどについて確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人に、主に夜間において、共同生活を行う住居で相談、入浴、排泄または食事の介護その他日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に、主として夜間において、入浴、排泄、食事等の介護を行います。

サービスの実績と見込量

区分		第6期 【実績値】			第7期 【計画値】		
		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
自立生活援助	人	0	2	3	2	2	2
共同生活援助	人	66	67	70	70	70	70
施設入所支援	人	39	41	40	40	40	39

※令和5年度は見込値

（4）相談支援サービス

サービス名	内容
計画相談支援	計画相談支援とは、障がいのある人が、障がい福祉サービスを利用するために必要な「サービス等利用計画」の作成、および支給決定後のサービス等利用計画の評価・見直し(モニタリング)を行うものです。
地域移行支援	地域移行支援とは、施設等に入所または精神科病院に入院している方など、地域生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	地域定着支援とは、入所施設から退所または精神科病院から退院した方が、安定した地域生活に定着できるようにするための相談や必要な支援を行います。

サービスの実績と見込量		第6期 【実績値】			第7期 【計画値】		
区分		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
		計画相談支援	人	276	278	292	294
地域移行支援	人	1	1	3	1	1	1
地域定着支援	人	1	1	1	1	1	1

※令和5年度は見込値

（5）相談支援体制の充実・強化等

国の指針では、相談支援体制の充実・強化等について「令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること」を基本として、目標に掲げています。

余市町では平成25年度に設置しており、引き続き体制の確保・強化に努めます。

## 4 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施するものであり、市町村の必須事業として位置づけられている事業と、市町村の施策等により任意に実施する事業(地域におけるサービスの提供状況や障がいのある人等のニーズに基づき、自立した日常生活や社会生活に必要と判断される事業)があります。

### 必須事業

① 研修・啓発事業	⑤ 成年後見制度法人後見支援事業	⑨ 移動支援事業
② 自発的活動支援事業	⑥ 意思疎通支援事業	⑩ 地域活動支援センター事業
③ 相談支援事業	⑦ 日常生活用具給付事業	
④ 成年後見制度利用支援事業	⑧ 手話奉仕員養成研修事業	

### 任意事業

① 日中一時支援事業	③ 福祉ホーム事業
② 訪問入浴サービス事業	④ 巡回支援専門員整備事業



ひつすじぎょう  
(1) 必須事業

<p>① 理解促進研修・啓発事業</p>
<p>障がいのある人が日常生活や社会生活を送る際に生じる「社会的障壁」を除くため、地域住民が障がいへの理解を深められるよう啓発を行います。</p>
<p>② 自発的活動支援事業</p>
<p>障がいのある人や家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動(ピアサポート・ボランティア活動等)に対し、情報提供等の支援を行います。</p>
<p>③ 相談支援事業</p>
<p>障がいのある人やその家族等からの相談に応じて、必要な情報の提言や助言、障がい福祉サービスの利用に関する援助、調整等の支援を行うとともに、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。</p>
<p>④ 成年後見制度利用支援事業</p>
<p>成年後見制度の利用に向けた相談支援体制の充実を図り、成年後見制度の申し立てに必要な経費等を支援します。</p>
<p>⑤ 成年後見制度法人後見支援事業</p>
<p>成年後見制度における法人後見活動を支援するため、小樽・しりべし成年後見センターの活動を支援します。</p>

サービスの実績と見込量		第6期 【実績値】			第7期 【計画値】		
事業名		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
理解促進研修・ 啓発事業	実施 有無	なし 無	なし 無	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有
自発的活動 支援事業	実施 有無	なし 無	なし 無	なし 無	あり 有	あり 有	あり 有
相談支援事業							
障がい者 相談支援事業	実施 箇所	2	2	2	2	2	2
基幹相談センター 等 機能強化事業	実施 有無	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有
住宅入居等 支援事業	実施 有無	なし 無	なし 無	なし 無	あり 有	あり 有	あり 有
成年後見制度 利用支援事業	実施 有無	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有
成年後見制度 法人後見支援事業	実施 有無	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有

※令和5年度は見込値

⑥ 意思疎通支援事業
聴覚、音声言語機能障がい等のために意思疎通を図ることに支障がある障がいのある 人等の意思疎通を円滑に図るために、手話通訳者の派遣事業等を実施します。

サービスの実績と見込量		第6期 【実績値】			第7期 【計画値】		
事業名		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
手話通訳者設置事業	実施 有無	なし 無	なし 無	なし 無	あり 有	あり 有	あり 有
手話通訳登録員数	人	9	9	9	9	9	10

※令和5年度は見込値

⑦ 日常生活用具給付事業
<p>重度障がい者(児)に対し日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。</p>

《 給付種目 》

◆ 介護・訓練支援用具	
身体介護を支援する用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器など
◆ 自立生活支援用具	
入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具	入浴補助用具、特殊便器、電磁調理器、聴覚障がい者用屋内信号装置など
◆ 在宅療養等支援用具	
在宅療養等を支援する用具	透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、盲人用体温計など
◆ 情報・意思疎通支援用具	
情報収集、意思伝達や意思疎通等を支援する用具	携帯用会話補助装置、点字器、聴覚障がい者用通信装置、人工喉頭など
◆ 排泄管理支援用具	
排泄管理を支援する用具	蓄便・蓄尿袋、紙おむつ、収尿器など
◆ 居宅生活動作補助用具	
居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	

サービスの実績と見込量		第6期 【実績値】			第7期 【計画値】		
事業名		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
		日常生活用具給付事業					
介護・訓練支援用具	けん 件	0	2	2	2	2	2
自立生活支援用具	けん 件	4	3	1	4	4	4
在宅療養等支援用具	けん 件	2	2	0	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	けん 件	4	4	2	4	4	4
排泄管理支援用具	けん 件	602	594	600	600	600	600
居宅生活動作補助用具	けん 件	3	0	0	1	1	1
合計		615	605	303	613	613	613

※令和5年度は見込値

⑧ 手話奉仕員養成研修事業
聴覚障がいのある人等との交流活動の推進や、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための北後志地区手話奉仕員養成講座を引き続き行います。

サービスの実績と見込量		第6期 【実績値】			第7期 【計画値】		
事業名		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
		手話奉仕員養成研修事業	実施 有無	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有

※令和5年度は見込値

⑨ 移動支援事業
<p>屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活および社会参加を促進します。</p>

サービスの実績と見込量		第6期 【実績値】			第7期 【計画値】		
事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用者数	26	26	23	25	26	26
	延利用時間数	641	692	700	710	720	720

※令和5年度は見込値

⑩ 地域活動支援センター事業
<p>通所による創作活動等の機会を提供し、障がいのある人の自立と社会参加を目的とした支援を行うとともに、地域交流や普及啓発により、障がいのある人への理解を促進します。</p>

サービスの実績と見込量		第6期 【実績値】			第7期 【計画値】		
事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業							
基礎的事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数	34	33	37	38	39	39
機能強化事業	箇所数	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込値

にんいじぎょう  
(2)任意事業

① 日中一時支援事業
障がいのある人を一時的に預かることで、その保護者等の日中活動の場や一時的な休息を提供し、また、障がいのある人自身の社会適応訓練等を実施します。

サービスの実績と見込量		第6期 【実績値】			第7期 【計画値】		
区分		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
日中一時支援事業	箇所数	5	6	6	6	6	6
	利用者数	5	8	8	10	10	10

※令和5年度は見込値

② 訪問入浴サービス事業
家庭において自力または介護者のみでは入浴が困難な重度の障がいのある人の健康維持と家族の負担軽減のため、自宅に訪問し、簡易浴槽での入浴を行う事業です。

サービスの実績と見込量		第6期 【実績値】			第7期 【計画値】		
区分		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
訪問入浴サービス事業	箇所数	/	/	/	/	/	/
	利用者数	1	1	1	1	1	1

※令和5年度は見込値

③ 福祉ホーム事業

住居を求めているが、家庭環境や住宅事情等により、居宅での生活が困難な障がいのある人(常時の介護、医療を必要とする状態にある人を除く)について、低額な料金で居室やその他の設備を提供し、日常生活に必要な援助を行うことにより、障がいのある人の地域生活を支援します。

サービスの実績と見込量		第6期 【実績値】			第7期 【計画値】		
区分	人	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
		福祉ホーム事業	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込値

④ 巡回支援専門員整備事業

保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障がいが“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、障がいの早期発見・早期対応のための支援を行います。

サービスの実績と見込量		第6期 【実績値】			第7期 【計画値】		
区分	人	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
		巡回支援専門員整備事業	17	42	35	40	40

※令和5年度は見込値

資料編



